

第百三回 参議院 文教委員会 會議録 第三号

昭和六十年十一月二十八日(木曜日)
午後零時三十二分開会

委員の異動

十一月二十六日

辞任

十一月二十七日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

十一月二十八日

辞任

文部大臣 松永 光君
文部政務次官 鳩山 邦夫君
文部大臣官房長 面崎 清久君
文部省教育助成局長 阿部 充夫君
文部省社会教育局長 齊藤 尚夫君
文部省体育局長 古村 澄一君
常任委員会専門員 佐々木定典君

事務局側

大蔵省理財局局長 有財産第二課長 労働大臣官房参事官 坂根 俊孝君

説明員

国立競技場理事 長 望月哲太郎君
国立競技場理事 五十嵐 淳君
日本学校健康会理事長 松浦泰次郎君
日本学校健康会理事 三木 彰君
日本高等学校野球連盟会長 牧野 直隆君
日本プロフェッショナル野球組織コミッショナー事務局長 本阿弥 清君
東京都学校給食会副会長 三石 辰雄君

参考人

国立競技場理事 長 望月哲太郎君
国立競技場理事 五十嵐 淳君
日本学校健康会理事長 松浦泰次郎君
日本学校健康会理事 三木 彰君
日本高等学校野球連盟会長 牧野 直隆君
日本プロフェッショナル野球組織コミッショナー事務局長 本阿弥 清君
東京都学校給食会副会長 三石 辰雄君

会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○委員長(林寛子君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

日本体育・学校健康センター法案の審議のため、本日の委員会に国立競技場理事望月哲太郎君、同競技場理事五十嵐淳君、日本学校健康会理事長松浦泰次郎君、同健康会理事三木彰君、日本高等学校野球連盟会長牧野直隆君、日本プロフェッショナル野球組織コミッショナー事務局長本阿弥清君及び東京都学校給食会副会長三石辰雄君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林寛子君) 日本体育・学校健康センター法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保亘君 ただいま議題となりました法案について文部省にお尋ねいたしますが、今回のこの法案の統合によって、健康会並びに国立競技場がそれぞれ統合に伴うメリットに何があるのか、どういふふうに文部省では受けとめておられますか。

○政府委員(古村澄一君) 今回両法人が統合いたしますのは、臨時行政調査会の答申に基づきまして行政改革の一環として統合を行うものでござい

ます。その際のメリットといたしましては、常勤の役員二人で、それから非常勤の役員一人、という二つのことを計画いたしておりますので、予算ベースにいたしますと平年度三千三百万円ぐらい

の節約に相なるといふふうに思っております。

○久保亘君 私がお尋ねいたしておりますのは、財政上入件費が節減になるということだけなのか、それぞれの法人の事業が統合することによって進んでいくのか、その点をお聞きしているわけ

です。

○政府委員(古村澄一君) 法人の統合の契機は先ほど申し上げましたように、行政改革という目的から統合いたすわけでございしますが、統合いたします両法人の提案理由の中でも大臣から申し上げましたように、対象は一般国民あるいは子供という別はあれ、それぞれ国民の健康、体力の増進ということに共通項を持っておりますこと、この法人の二つの統合を御提案いたしておるわけでございまして、統合いたしました以上は、これにつきましてこの両法人が統合して何らかの前よりも

そういった国民の健康増進あるいは体力をつけるといふ点から、いいものを生み出すよう鋭意検討していくべきものだといふふうに思っております。

○久保亘君 この国立競技場が法人として出発いたしますその動機は、第三回アジア大会の開催だと思っております。この第三回アジア大会から次は東京オリンピックを目標にして国立競技場は拡充整備をされて、その目的のために努力をしてきたのだと思っておりますが、その後この国立競技場は東京オリンピックの後には本来の国民の体育振興、健康づくり、そういうことに任務を持ってきたと思うのですが、それは今後ますます重要になる課題だと思っております。そういった

目的といたしまして国立競技場が設置されます段階でその目的といたしまして目標の一つに体育研究研修センターをつくって市民体育の指導者の養成とか、そういうものに積極的に役割を果たすということ

になっていったと思うのですが、今回両法人

の節約に相なるといふふうに思っております。

○久保亘君 私がお尋ねいたしておりますのは、財政上入件費が節減になるということだけなのか、それぞれの法人の事業が統合することによって進んでいくのか、その点をお聞きしているわけ

です。

○政府委員(古村澄一君) 法人の統合の契機は先ほど申し上げましたように、行政改革という目的から統合いたすわけでございしますが、統合いたします両法人の提案理由の中でも大臣から申し上げましたように、対象は一般国民あるいは子供という別はあれ、それぞれ国民の健康、体力の増進ということに共通項を持っておりますこと、この法人の二つの統合を御提案いたしておるわけでございまして、統合いたしました以上は、これにつきましてこの両法人が統合して何らかの前よりも

そういった国民の健康増進あるいは体力をつけるといふ点から、いいものを生み出すよう鋭意検討していくべきものだといふふうに思っております。

○久保亘君 この国立競技場が法人として出発いたしますその動機は、第三回アジア大会の開催だと思っております。この第三回アジア大会から次は東京オリンピックを目標にして国立競技場は拡充整備をされて、その目的のために努力をしてきたのだと思っておりますが、その後この国立競技場は東京オリンピックの後には本来の国民の体育振興、健康づくり、そういうことに任務を持ってきたと思うのですが、それは今後ますます重要になる課題だと思っております。そういった

目的といたしまして国立競技場が設置されます段階でその目的といたしまして目標の一つに体育研究研修センターをつくって市民体育の指導者の養成とか、そういうものに積極的に役割を果たすということ

になっていったと思うのですが、今回両法人

の節約に相なるといふふうに思っております。

○久保亘君 私がお尋ねいたしておりますのは、財政上入件費が節減になるということだけなのか、それぞれの法人の事業が統合することによって進んでいくのか、その点をお聞きしているわけ

です。

を統合されますならば、体育研究研修センターの設置について新しいこれを目標にして積極的に前進をするという立場を文部省はおとりになるべきだと考へるのですが、この点についてはどのように理解をされておりますでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 御承知のとおり、体育研究研修センターの設置につきましては長い間体育界から希望されておりました。既に土地等につきましては、旧東京教育大学の幡ヶ谷の体育学部の跡地ということで、昭和五十五年以来国有財産審議会等での御審議を願ひまして、その土地を体育研究研修センターに提供するということについての一応の方針はいたしております。

したがって、これをこの際統合いたします法人が、その仕事といたしましてこの研修センターというものを将来この新しい法人のプランチとして位置づけてまいりたいというふうに考へております。

○久保亘君 よくわかりました。しかし、この体育研究研修センターの設置というのはもう懇談会が持たれてからもう随分長い年月がたつております。それから調査を始めましてからもう千数百万の予算を数年度にわたって計上をして調査を進められておられるのでありますが、やっぱりこれは積極的に今回の統合を機会に体育研究研修センターの設置に文部省が力を入れるということになれば、ただ理事の数を減らして人件費を三千三百万削減をしたというだけでは、国立競技場の役割としてはそれも一つの行革として私はそれが可能ならばそれは結構なことだと思うのですが、国立競技場の本来の任務というものを考へた場合には、役員を減らしたということだけがメリットだということでは私とかなかなか理解ができないわけでございます。今局長が言われたようなことに向かつて具体的な計画ですね、例えばそれじや来年度という段階に進めるのか、こういうことについては文部省としてはどう考へておられておられますでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 先生御指摘の体育研究

研修センター、これは我が国の国民の健康の保持増進、体力の向上あるいはさらには競技技術の向上、こういった面で非常に大事な組織だということに考へておられておられます。鋭意準備を進めてきたわけでありまして、先生御指摘のようになかなか実現を見ないということは残念なことだと思っております。これは、主たる理由はやはり現下の厳しい財政状況というものがあつたわけでありまして、そのことも踏まへながら、今先生御指摘のように新しく学校健康センターができた機会に、新たな決意を持って実現に向けて一層の努力をしてまいりたいというふうに考へておられるわけ

あります。

○久保亘君 ぜひ今文部大臣並びに局長が言われましたように、今度の法人統合を機会に、法人を統合したら国立競技場の任務に向かつて事業が前進をした、仕事が前進をしたというあかしが来年度の予算でも出てくるようにやっていたいただきたいと思ひます。今、この研究研修センターの設置について、これまで以上に積極的な努力をするという文部省の御意思を一応私も理解をいたしておきます。

次に、この国立競技場が今度新たに統合法人になりました場合に、今までの競技場とにごさいます。また運営委員会的なものはどういうふうに変わっていくのでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 競技場の運営について、民間の方々の御意見を聞くという組織といたしましては、全体の運営審議会と、それから今先生が御指摘の各競技場ごとに置かれております運営委員会というものがあつたわけでございます。運営審議会におきましては、今度新しい法人ができましたら、当然民間の方々の御意見を聞くために運営審議会を設けて、そこで運営についての御意見を聞くという機会にならうかと思ひますが、現在その他の施設についておきます運営委員会は、ラグビー場の運営委員会を除きまして、そのほかのスポーツ博物館運営委員会、それからアイススケート場運営委員会、子供水泳場運営委員会、

戸田艇庫運営委員会というものは形式的には置かれておりますが、実際には働いていないというものが現状でございます。

○久保亘君 今言われました、実際に機能していると言われるラグビー場の運営委員会ですか、運営審議会か、これについてちょっとお尋ねしたいんですが、このラグビー場は国立競技場の管轄下に入りまして、いろいろの歴史がございます。それで、ラグビー場の運営が他の競技場と少し趣を異にしているということについて理解ができないわけではございません。しかし、ラグビー場の利用については、国立競技場が直接余り関与できないような運営の仕方になつておられるのではないのでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 御指摘のとおり、秩父宮ラグビー場は日本ラグビー協会が昭和二十三年に国有地でありまして旧女子学習院跡に建設したものであります。そして、昭和三十七年に同協会から国に売却されて、そのうち国立競技場に出資されたという経緯を経ておりますことは御承知のとおりと思ひますが、現在ラグビー場の施設の利用につきましては、国立競技場とラグビー協会との間におきまして協議の上、利用日程の調整を行うということをやつております。そのときに、ラグビー場運営委員会にお諮りして決定をされているというところでございまして、若干その他の施設の利用につきましてはやり方とは異なつた点があるということはお指摘のとおりだと思ひます。

○久保亘君 今国立競技場のラグビー場の年間の利用状況というのは、私専門的なことはよくわかりませんが、五十八年度で年間四十三日、それから五十九年度で年間四十七日の使用となつておりますが、これはそのとおりでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 大体日数で申されれば先生のおっしゃるとおりかと思ひます。

私どもには月別の試合数ということで、五十七年度では百六試合、五十八年度では八十六試合、五十九年度では百二試合というふうな公式試合を行つておられるというふうに聞いております。

○久保亘君 ラグビーはシーズンのスポーツですから、ラグビー場としてラグビー競技に使われる日数というのはよくわかるんですが、そうすると、あとの三百日以上というのは、このラグビー場はどういう利用をされているのでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) ラグビー場につきましては、毎年芝を張りかえて芝を養生するという期間もいわゆる梅雨どきを中心にしまして必要だということに聞いております。したがって、そういうふうにして芝の養生をする期間が必要であるということ、そして大体ラグビーは冬を中心にして行われているんだということになります。その間そのほかいろんな事柄についてラグビー場が利用されているのかということ、私どももどういった利用が十分されているかということについては定かに承知いたしていません。

○久保亘君 常識的に考へますと、国立競技場の運営するスポーツ施設が年間に四十日余りしか使われないで、あとは芝の養生とかそういうもので補修の期間になつておられるのはちょっと不思議な感じもするんでありますけれども、もちろんラグビー場ですからラグビーの公式試合等が優先的にこの競技場を使つていくというのは理解できます。しかし、ラグビー協会に所属しないグループとかあるいはあの競技場でやれるいろんな団体のスポーツとか、そういうものの利用の申し出があれば、これは可能な場合には検討してもよいのではないかと、こう思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(古村澄一君) おっしゃいますとおり、今私が申し上げましたようなことで、ラグビー場についてはラグビー以外の競技に貸されてないという現状だと思ひますが、今国民にいろんなスポーツ施設、体育施設をなるべく提供していくということから申しますれば、そういう点については十分検討に値するかというふうに思ひます。

○久保亘君 それでは、今度統合の機会に運営委員会のあり方などを見直して、もう少し国立競技場もその責任ある運営の関与ができるような方向

で、民主的な利用が相互に理解し合つてできるような工夫をせびやうにしたいと思ふんです、よろしくごさいますか。

○政府委員(古村澄一君) 御指摘の方向で国立競技場に対して指導したいというふうに考えております。

○久保直君 きょうは、この法案が国民の体育、スポーツの振興にかかわる国立競技場の統合の問題でございましたので、重要な国民のスポーツの振興を図ります体育行政に関する問題として、参考人に御出席をいただきましたので、少しお尋ねをしてみたいと思ひます。

きょうは高野連の牧野会長、プロ野球コミッショナーの本阿弥事務局長には大変御多忙な中を御出席をいただきましてありがとうございます。

かねて、私も野球ファンの一人として、皆さんの御努力で野球が国民的なスポーツとして発展をしておりますことに心から敬意を表したいと思ひます。とりわけ高校野球は国民にさあやかな感動を与えておりまして、青少年の教育の上でも極めて重要な役割を果たしているものだと思つております。それだけに、高校野球は高校教育そのものとしての精神を忘れずに発展をしなければならな

いと思つてゐるのであります。しかし、今日高校野球が空前のファンを含めて発展を遂げております一方で、毎年のように出場停止や辞退につながるような不祥事を私どもはニュースを通じて聞かされるわけでありまして、また、強い野球部をつくるということが余り表に出過ぎるために、一部の学校では全国から選手をスカウトして野球部を強化をするという傾向も強まっております。

こういう高校野球の高校教育の一環としての立場から見た場合に、私どもとしてはこの際高野連のお考えを伺つておきたいという気持ちがい

なっているのか、牧野会長にお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(牧野直隆君) ただいま久保委員さんから御質問のありましたことについて、私の考えを申し述べたいと思ひます。

確かに、高校野球は全国の皆さんの非常に大きな支持を得て発展を遂げてまいつております。しかし、物事はやはりそれが行き過ぎますという弊害を伴うことは事実でございます。と同時に、私はちょうど戦前の昭和三年から慶応の野球部におりまして、そのころは六大学の最盛期でございました。したがって、昭和五、六年というのはまだプロ野球もありませんし、日本の野球界は六大学に集中をされてたというときで、非常に盛んであつたわけですが、その反面にいろいろな弊害が出てきておりまして、その結果昭和七年に文部省の野球統制令というものが発令されました。それがずっと戦後になつてようやく解除され、そのかわりに野球人みずからの手による野球憲章というものをつくつて、我々が野球をやる以上はこの規則だけは守つていこうというのが野球憲章でありまして、大学野球もまた高校野球もその精神にのつ

とつて指導もされてきております。ただいま御指摘のありました過熱な状態は、私も十分承知をいたしております。しかし、今申し上げましたような戦前の失敗を二度と繰り返さないということを、私の前の会長である佐伯会長もそれを非常に強く心にとめておられまして、私もまたその精神を受け継いで、高校野球は教育の一環であるという方針については少しも変わる

ことがなく、また高校野球を通じて立派な青少年を育成をしていく。そして、社会に出て世の中のために役立つ人間を育てていきたいというのが、我々の一番大きな目的でございます。したがって、高等学校それぞれが野球部の運営に当たりまして、人間形成という基本の精神を忘れたような行き方、すなわち勝利第一主義と申しますか、そういうような行き方に偏つておるところについては、かねて注意をいたしております。

また、これは二、三年前の例でございますけれども、よく言われます県外から選手を集めて非常に強いチームをつくつていくというような事例もありまして、その学校は私立でございますけれども、理事者以下学校長の反省を求めて、その体質が変わるまでちょうど二年間、甲子園大会の地方大会ですが、それに出場は停止をさせまして、そして体質の改善ができたところで復帰をさせました。現在は地元の中学生を主として、一生懸命精神的な面から入つていくというような姿勢に変わつております。いろいろ例はございます。

それから、もう一つのお尋ねのありました非行問題、不祥事件でございます。これは、野球が社会的な関心が高いだけに非常にわずかな事柄についても新聞の記事になるわけでございます。したがって、皆さんの頭の中には野球部は不祥事件が多いというようなことが残つておられると思ひますが、現実には一昨年は六十四件、昨年は四十六件不祥事件がございます。その中には暴力の問題もあるしあるいは自動車、二輪車の無免許運転であるとかあるいは飲酒だとかいろいろあるわけですが、その軽重によつて処分が行われておりますけれども、その中には、今の件数の中には二十件ほどは高校野球連盟の会長の注意というのが入つております。ですから、一昨年は六十四件ですから二十件引きますと四十四件ですが、そういうものが学生野球協会の審査室の審議を受けております。それで、高校野球連盟の会長の注意で終わつておりますのは非常に軽微な非行といひますか、一番私頭に残つておりますのは、薬師丸ひろ子さんですか、私はよく知りませんが、そのプロマインド、野球部の部長が非常にファンだった。それが自分でお小遣いを持ってポスターを買に行つた。それからプロマインドも買った。帰りがけにもう二枚ほど非常に欲しいのがあつてそれを万引きしたわけです。非常にささいな問題ではありますけれども、警察の補導を受けたというところで学校からは届け出が出てくるわけです。そういうものはもう学校長の判断でいいのではないか

ということでありまして、全国の学校長の考えが統一していればいいんですが、中にはかなり重いものも連盟の方に報告をしないで済ましている場合があるわけですね。そういう場合には、そのことが春行われた非行であつても、その夏の一番大事な大会の前に投書によつて新聞に出るといふようなことで、その学校長がその大事な時点で辞退をする、そういうような非常に陰湿な投書が三年ぐらゐ前には非常に多くあつたわけですね。これを我々は防ぐためにどうしたいのか、それには起きた問題は地方の都道府県の連盟に届けて、そして高校野球連盟の方にも報告をしてくれと、そして早くその処分を終わつてしまへば、その夏の一番野球部の諸君が汗水流して鍛え上げたその腕を発揮する夏の地方大会、それに出場停止というようなことはしないで済むじやないかというようなことから、割合ささいな問題も上げてきてゐるわけです。それで件数がそのくらいでございますが、現在全国の加盟校数は四千五百二十五校あります。それから部員は十四万七千人おります。したがって、一年間の不祥事件として取り上げてゐるのは、審査室へ行つて審査を受けるのは四十件程度、そしてそれに携わつてゐる野球部員は百名程度、ですから十五万人近い登録の野球部員の中で人数でございまして、私は今日の高校野球の部員諸君は平素の厳しい練習あるいは試合等を通じて本当に心身を錬磨している、その者が大部分であるということを確認を持っております。

そういう面で、非行の問題等につきましても、よく大阪でスポーツ記者の諸君との会合があるのですが、君たちはいろんな、例えば就職が決定した、そうするとクラスの連中で祝杯を上げた、その中に野球部員がおるといふことによつて記事になるわけですが、それでは柔道部の連中がやつたら、君、出すのかと言つたら、いや、それはと、こ

ミの方々にも親切に育ててほしいというようなことは平素から考えているわけでございます。

○久保宣君 牧野会長にはまたひとつプロ野球との関係で後ほどもう少しお尋ねしたいと思っておりますが、それではコミッショナー事務局長の本阿弥さんにお尋ねしたいと思います。

私、プロ野球の協約をいただきましたが、このプロ野球協約の第一章に目的として、「わが国の野球を不朽の国技にし、国技館の国技で、日本の国のスポーツということでしょう、野球を不朽の国技にし、野球の権威およびその技術にたいする国民の信頼を確保する」ということが協約の目的にうたわれております。これはプロ野球の関係者の大変高い理想を示されたもので、私は立派なことだと思います。しかし、このプロ野球を構成をいたします各球団は株式会社で企業であります。そのために、選手の獲得に当たってはしばしばこれまでもドラフト騒ぎとかいろいろ言われて問題を引き起こしたのでありますが、この問題について、やはりこの協約にうたわれる目的に従おうとするならば、やはりそれぞれの企業である球団も節度あるやり方が求められているのではないだろうかと思っております。私はきょうここで、例えば今回ドラフト騒ぎの一つの例となりました桑田君の問題をいろいろ問題にしようと思っております。ではありません。彼は進学かプロ球団かということで指名をされた後いろいろと自分で考えた上に、プロ球団に入りたいという意思を持つに至ったものだと思います。この少年が全国のプロの期待にこたえて自分の選んだ道で活躍してくれることを私は期待をいたしております。しかし、この少年を渦中にして、ドラフト制度のもとで、企業である球団の側が、今回いろいろとやっておりますことについて、野球の上の信頼を国民が高めるといふ意味ではちょっとわかりにくいことがあるのであります。

例えばこの桑田君という少年が本心から大学に入りたい、そして自分はプロ球団には行きたくない、こういう意思表示をしていたとするならば、それを企業である球団が一方的に指名してそして一人の高校生である少年の人生を変えさせる、そのためにいろいろな手段がとられる、こういうことは果たして教育の一環である高校野球で頑張ってきた少年たちに対して妥当なやり方であろうか、こういう思いがいたします。

それからもう一つは、この少年がもし事前に球団から相談を受けて、それで大学進学ということをする一つの特定球団に指名させるための手段として使われたいとするならば、これは私は非常に背徳的な非教育的な企業の手先の方だという気がしてなりません。そういう大人の社会の権謀術数の中に純真なるべき少年を巻き込んでドラフト制度を使うというようなことは、これはもう高校野球の、先ほど会長がお話しになりました本旨からいっても私は問題があらうと思うのであります。

もう一つわかりにくいのは、この少年が自分の意思でプロ球団への道を選んだのであるならば、なぜその学校の野球部長や監督が辞意を表明するということになつていくのか、この辺も私もどうもどうしても理解ができないことでありまして、したがって新聞の社説等にもきょうも書かれておりましたけれども、何か不明朗なものが残って国民としては理解できない、こういうことになるのじゃないかと思うのですが、これらの点についてはコミッショナーとしてはどういう対応をなさっているのでしょうか。そして今コミッショナーはどうなっているのか、それも含めてひとつお聞かせいただきたい。

○参考人(本阿弥清君) ただいまいろいろと問題の指摘がございましたけれども、プロ野球といいますが、高校野球、大学野球、それから社会人野球、こういう広いベースの上に存在している点は、私もその事実を非常によく認識している点、行動をとっているわけでございます。今回、特定の少年といふべきではないけれども、プロ野球側としては、ただいま申しましたようなアマチュア関係の連盟の方々がそれぞれ意章をつくつておられるので、その意章を尊重しながらいろいろなことを運んでいるわけでございます。

先日ドラフト会議がありまして、新人選手を指名したわけですが、指名というものは選手契約締結の交渉権を取得するというものであつて、すなわち指名即プロ入りということではございません。交渉権取得ということで、選手側の方が進学するなり、もしくは就職するなりというその選択は、あくまでも選手の方が持っているわけでございます。

今回も、先ほど久保委員の言われました桑田選手が最後に進学をやめて就職するというようなお話でしたけれども、それに関連しまして元の高校の先生が辞任されるというお話がございましたけれども、これは高校の学校の先生としましては、あくまでも長い将来を見て進学させて教養をつけさせるという指導をなさった結果、それが進学でなく就職という事態になつたので、そういう点でやっぱやおやめにやるような意思表示をなさつたんではないかと思っております。

○久保宣君 コミッショナーは今いらつしやるんですか。

○参考人(本阿弥清君) 昨年の三月三十一日以下田武三前コミッショナーがやめられました後、野球協約にも書いてございますが、後任が決まりませんので、セリーグ、パリーグの会長がコミッショナー代行として現在その後の任務に代行としてついでしております。現在専任のコミッショナーを選考するように依頼しておりますが、まだ人選が確定しませんのでまだ決まっております。実行委員会、オーナー会議でもその話がちょっと出たんですが、来年の三月いっばいであろうと一年になりますので、その辺をめぐって専任のコミッショナーをなるべく選ぶというのが現状でございます。

○久保宣君 この協約によればコミッショナーは非常に強い権限をお持ちですね。そのコミッショナーにこれだけの権限を付与されているというのは、やっぱり企業である球団の間にもいろいろと起

こつてくる問題をここで裁かずにいかぬ、こういうことだと思ふんです。ところがコミッショナーが退任されて後任が決まらないときには確かに代行機関を置くとなつておりますが、代行機関を定めるのは実行委員会の会長がおなりになっているんじゃないですか。結局連盟の会長という方は一つの球団の責任者でもありますね。これ違いますか。

○参考人(本阿弥清君) 現在コミッショナー代行お二人ですけれども、実行委員会の議長は球団の代表ではございません。専任でございます。

○久保宣君 しかし、長期にわたつてコミッショナーを欠員にしておかなければならないというところにコミッショナーの権限が十分にもう果たされないという状況があるんじゃないかと思ふんですね。

そして、ドラフト会議というのはこの協約によりますとコミッショナーが招集し、そしてコミッショナーがドラフト会議の構成メンバーですね。だからそういう重要な立場にある人が長期にわたつて欠員になつて、代行機関がドラフト会議を主宰しているというところにもやっぱり一つ私は問題が起きてくる組織上があるんじゃないかという気がいたしておるんですが、代行でもコミッショナーの権能、機能については何ら問題はないということなんでしょうか。

○参考人(本阿弥清君) 現在コミッショナー代行お二人おられますけれども、現実の問題としまして、コミッショナーが裁定するというような大きな事態は起きておりません。これからばかりではありませんけれども、昨年の、前回のコミッショナーやめられた後問題がなくて、二人の代行がいろいろな諸問題をいろいろ、諸問題というほど大きな問題じゃないんですが、問題点はそれぞれお二人でお話をされて解決されておまして、すぐ要るような事態ではないので、するするといふのはちよつと言葉が悪いんですが、現在に至つていふのが状況でございます。

○久保宣君 確かに協約に違反するとか、そういう

う問題は無いのかもしれませんが、今回のドラフトをめぐる問題にいたしましても、高等学校の野球部長や監督が辞任する。しかも大学も巻き込んで大変な問題になったわけですね。そしてこういうようなことが可能なのであれば、ドラフト制度そのものが根底から崩れるのではないかと、意見も出ておりますね。そういうときにやっぱリコミッションナリーというのは、これを裁決する、判決するということな問題ではなくて、これだけ社会的な問題になりました場合には、コミッションナリーはやっぱりこの問題について一つの見解を示す責任があると私は思っております。高野連の会長さんは、今回のこの問題はやはり企業であるプロ野球と教育である高校野球との関係において、余り望ましい状況ではなかったとお考えになっておられますでしょうか。この問題についての御感想をお聞かせいただきたいと思っております。

○参考人(牧野直隆君) 今回の桑田君の問題につきましては、随分世間を騒がすような結果になって、我々連盟の加盟校の一つのごときでございますので、非常に遺憾に思っております。

PLの学校の野球部長が、数日前に電話がありました。私はちょうど四国地区の大会の方に行っておりまして不在でございました。それは非常にお騒がせをしたということのおおびと実情の報告に行きたいということであつたわけですが、したがってまだ学校から直接実情は聞いておりませんけれども、日本高野連の事務局等に入つた話を聞きますと、言われました密約ということはないというふうには私は判断をしております。

それから野球部長、監督の辞任の問題、これは学校自身がお決めることではあります。が、進学とかあるいはプロに行く、社会人に行く、そういう進路の指導については、野球部の部長、監督はやはり相談に乗ってやると、十七、八歳の者が本当に正しい考え方でその道に進むのかどうかというところについての相談に乗るということとは当然あつてしかるべきだと思います。ただ、今度の問題について、今までになかったことなので、私も

実はびっくりしているんですけれども、ちょうど二年ほど前にオールジャパンを編成してアメリカに遠征をしました。そのときには桑田君が一年でしたけれども、一人参加をしてきました。また監督は中村監督でもありました。そしてそういう機会を通じてですが、桑田君の性質は非常に素直な子供で、また中村監督も非常にまじめな、誠実な指導者だということに私は受けとめております。ですから、今度の問題については、学校に対して落ち度があつたとかというようなことは私は考えられないと思っております。同時にまた、これは私の考え方なんです。桑田君は割合に我慢する方の性格ですね、そういうことと性質であつて、同僚の清原君が巨人に行くというやうな形が進められておつたんで、やはり自分はやっぱリ大学に行くのがいいんじゃないかと、あこがれの巨人はもうだめなんだというやうな気持ちでいたんでないかというやうな解釈、そこへ逆に清原君が行かなくて自分に指名があつたということと非常に動揺をしたというのではないかと思ひます。結論的には、本人が自分の決心でその道を選んだということではないかというふうには思ひます。

○久保宣君 私も、高校生がプロ野球にあこがれて、そして体力、技術にすぐれた者がその道を選ぶということは、これはまた一つの立派な生き方だと思つております。それはそれでいいと思うんです。しかし、会長言われましたように、いづれにせよ大きな社会的関心を浴びる問題になって、そして少なくともこの少年たちにとってはいろいろと傷つくこともあつただろうと思ひます。私は、あのドラフト会議の模様をテレビで見つて、あつた後インタビューに応じた監督が、確信が

ありますとかいうことに對して、確信がなければ指名しない、こう言つておられました。これはこれから何とかして入団させるんだという強い意志を示されたんだと私は思つておりますけれども、しかし一方、今度は少年の方からは、巨人が指名すれば初めから行くつもりだつた、こういうまた話も出てくるわけですね。それで、いづれにせよ

あのドラフト会議が一人だけでなく、少年たちの心を非常に傷つけることになつて、そして国民の間には——前にもありますからね、同じようなことが、それでまたかという感じを持たせる。これはやっぱリ企業側が、普通の商品の取引をやるのとは違ふんですから、人間に一つの人生を選ばせるんです。そういう意味では節度のある、そしてスポーツですからフェアなやり方ということについては必要以上に心がけねばならぬ問題であらう、私はそう思つておるんですが、本阿弥さん、本人がプロ野球には行きたくない、こういう意思を示している場合には指名をしない、指名から外す、あるいはプロ野球に学校を出たら就職したいという意思を明らかにしている者を指名の対象とする、こういうやうなドラフト制度の運用というの

は考えられないものなんですか。

○参考人(本阿弥清君) ただいまの御質問ですが、私自身はそれに対する決定権がもちろんございませぬし、実行委員会の方で決定するわけですが、ドラフト制度についてのいふような改革という点につきましては、現在のところ現行制度でやろうと。その理由を申しますと、プロ野球発展の基盤として現行のドラフト制度は欠かさないというのが実行委員会の皆さんの統一された見解なわけですね。したがって、小さい手直しはございませうけれども、そう大きく変わるものではないかと思つております。

ドラフト制度ができた原因というのは、まず、各球団の戦力の均等化ということがまず第一に挙げられます。それから第二点は、契約金の高騰の抑止という点が挙げられております。

ドラフト制度ができたのは昭和四十年でございまして、これより以前には特定の球団にたくさぬいい選手が固まつて入つてしまふ、それで一つのチームが非常に強くなるという傾向がございまして、さらに加えて契約金は非常に高くなつて社会問題になりまして大変非難を浴びたことがございまして、四十年からそういうやうな世論にこたへまして現在のドラフト制度をつくつたわけ

ありますけれども、四十年以降九年間を続けて巨人軍が優勝しております。ただし、その戦力の均等化ということとは四十年にドラフトができてからよりやく実を結びまして、四十九年ですか、巨人軍が九連覇した後は六球団がそれぞれ優勝しておるわけですね。ですからドラフト制度の戦力の均等化ということとは、実際にドラフトの成果が上がつてきたんではないかと。ある人は一つの球団が強くていいじゃないかと、ある人は一つもいるやうでなければならぬ、プロ野球というのは十二球団ございまして、東京、大阪、名古屋、神奈川、広島と本拠地はそれぞれ異なつております。それで特定の地域だけじゃなくて、それぞれの球団が強くなつて、それぞれの土地で人気を博す、そういうことで現在プロ野球が発展しているんじゃないかと思つております。

○久保宣君 あなたが事務局長のお立場でドラフト制度の中身の改革にかかわるやうな御意見をお述べになることは非常に難しいだろうと思ひます。それはよくわかります。

ただ今回の問題は、それじゃこれは何も問題はなかつたんだということ、何も問題はなかつたんだということと済ましてしまふと、後にこのドラフト制度の継続に当たつても私は問題を生じてくる可能性を持つておると思ひます。したがって、今回のこのドラフトをめぐる一つの騒動ですね。この問題については、ドラフト会議を招集し、そしてこれを主宰されたコミッションナリーとして何らかのこの問題に対する見解を表明されることはプロ野球を支持している国民に対しておとりになる責任ではないかなという感じがいたしますが、どのようにお考えでしょうか。

○参考人(本阿弥清君) ただいまの御質問ですが、私も、プロ野球界としましては、アマチュア野球の方々のつくられた憲章を十分尊重しながらいろいろなことを決めていきたいと、アマチュアの方々に御迷惑をかけないように今までもやつておりますし、これからもちやうと思つております。そういうやうな考えでございまして。

五

○参考人(牧野直隆君) ドラフト制度を受ける側としての考えを申し上げたいと思います。

ちょうどしかれてから二十年ほどたつておりますが、それ以前のことを考えますと、プロ野球のスカウトの諸君が高校生の勧誘に非常に混乱をしたいろいろな事態を起したわけでございますね。そうして学校側あるいは選手諸君にも非常に迷惑をかけている、あるいはお金を積むというようないろいろな問題があつたわけですね。それは、ドラフト制度がしかれてからはもう二十年、そしてここ十何年というものは我々高等学校の関係についてはまず表に立つた問題としては問題はないわけでございます。ですからドラフト制度は確かにできる前よりは役に立っているというところは言えると思いますが、今御指摘のありましたように、いろいろ反省すべき点はそれぞれ持つておると思うんです。ですから日本でもやはりプロ野球、相当の人氣があつて国民の方々も楽しんでおられるわけです。また我々も高校野球として高校野球ファンの期待にこたえるような姿勢で進まなきゃならないと思ひますが、そういう面で常に反省をして、いろいろ御指摘の面で改良すべきところがあつたら改めたいと思ひたい、そういうふうに思ひます。

○久保亘君 最後に文部大臣にこの問題についての文教行政の責任者の立場からのお考えをお聞きしたいと思ひますが、高校野球は会長も言われましたように教育の一環であります。この教育の一環である高校野球が在学中にいろいろと就職をめぐつて企業である球団との間に問題を起す。今度のことは別に協約違反とか、そういうようなことではないでしようけれども、教育という立場から見た場合に子供たちが受ける影響ですね、こういうもの。それから、やはり今これだけ国民が野球に対して強い関心を持つようになつていゝ中で、社会的あるいは青少年に与える影響というものは非常に大きいと思ひますから、これらの問題をめぐつてのつまり選手の選択、協約上はドラフトという言葉を使つてありませんで新人選手の選

択となつてゐるんですね。この選手選択と高校野球、こういう問題について文部大臣のお立場では、今参考人の方々から御意見を伺ひましたようなことも含めてどのようにお考えでしようか。御意見を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(松永光君) 高校野球とプロ野球の行つておるドラフトの関係でございますが、高校野球というものは、先ほど久保委員もお話がありました、また牧野会長からも話がありました、言うまでもなく高等学校の教育の一環として生徒の心身を錬磨するということから高等学校の野球はあるんだと思つております。そして、その関係者により一層の励まし、励みを与える意味で県大会があり、最終的には甲子園の全国選手権大会。この全国選手権大会はもちろんであります。県レベルの大会でも選手諸君の若さあふる、そしてさつそうたるプレー、これがもう多くの人に深い感動を与えて、そのことが恐らく日本でスポーツ関係の大会でこれぐらい国民の関心を高めていゝ行事はないと思ひます。そのことが我が国のスポーツの普及向上あるいは青少年のスポーツ熱をより一層高める、こういう意味で大きな教育的な効果を發揮していただいております。私には認識いたしております。

ただ、問題がないわけではありませんが、まさしく先生の御指摘もありましたし、牧野会長さんからも話がありました、勝たんがために全国的なレベルで選手集めをするなどというのはいかげなものと指摘がいろいろな方面であることも私耳にしております。特に県代表として出るわけでありまして、大部分の選手はその県の出身者であることが望ましいというのが常識でございます。そういう反省点もあると思ひんであります。が、先ほど牧野会長さんの話によりまして、そういう点についても高野連では十分考へていらつしやるようでありまして、そういう反省すべき点は反省をしていただいて、直していただいて、より一層高校野球というものが健全なものとして發展することを私たちは期待をしております。

ります。

問題はその高等学校野球とプロ野球との関係でございますが、ドラフト制度ができたことによつて、それができる前によくあつた教育上好ましくない事柄、それを改定するためにドラフトが効果があつたというふうにも私も考へておるわけであり、これはまあ個人としてはね。これからは、先ほどの本阿弥さんの話によりまして、これは、やはりドラフト制度が続くでしょう。できるならば、このドラフトによる高校野球の選手を指名する場合に、その前後の関係からいつても、教育上好ましくないような事態が起さぬように良識を持つて対応していただくことが望ましいことではないかなあというふうにも思ひます。

○久保亘君 時間が参りましたが、最後に私の希望を申し上げておきます。

今、教育改革ということが我が国の非常に大きな課題となつております。これは大学であれ高校であれ、進学のための受験競争の中でのいろいろな問題が起き、そこから落ちこぼれというような言葉が生まれてくるほど教育界に憂慮すべき問題があるんであります。スポーツの世界でも、私はこのスポーツを通じて立派な体力、立派な技術を身につけるといふことも非常に大事なことで、それが一番大事なこともない。しかし、特にチームプレーのスポーツですね、こういうスポーツというのは、その中でどうやって子供たちが、レギュラーになれない者もレギュラーになつた者も、友情を深めながら、そこで野球部の部員として高校生活を送つたことが将来彼らの人生にとつて非常に大きな自信となり、誇りとなるようなそういうものでなければならぬと思つております。スポーツがスポーツエリートをつくつて、そこでまたいゝゆるそういう中での挫折感を持った子供たち、そういう子供たちが非常に少ない例ではあつても不祥事を起すことというようなことになつていくならば、やっぱり高校野球の教育的意義というものが一つ問題とされなければならぬところではなからうかと、こう思つております。

そういう問題を考へてまいりますときに、特に高校野球選手のおこがれの目標としてのプロ野球、このプロ野球が高校野球、高校に介入する場合には、これは教育の場であるということに對して節度ある対応の仕方ということ、これは強く求められるものだと私は考へております。特にこれらの点について高野連の方でも、またプロ野球連盟の方でも、コミッション等を通じて格別ないろいろと御検討、御配慮をいただきたいと思います。

○委員長(林寛子君) 牧野参考人及び本阿弥参考人に一言御礼申し上げたいと思ひます。

本日は大変御多忙のところを本委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。御退席いただいて結構です。

○粕谷照美君 先ほどは久保委員の方から今回の健康会と競技場が統合した場合の一体メリットは何かという点についての質問がありました。私はその前に、現在の日本学校健康会は旧学校給食会と学校安全会の統合によつて誕生したものであります。これは確かに児童生徒、学生などを対象とする事業であるからと言ひながらも、しかしその事業内容は全く歴史的にも違つております。それから内容的にも違つていゝわけです。木と竹をつないだような私は統合である、全く財政論だけではなかつたかと、こういうふうにも考へていゝのであります。この健康会が三年余りの間に果たした統合の意義といひますか、メリットといひますか、それをどのように健康会としては考へていらつしやるか、文部省としては考へていらつしやるか。

○参考人(松浦泰次郎君) 五十七年の七月に統合いたしました、私も新しい同一の法人として、できるだけ早く統合の実質を上げたいということで努力してまいつたわけでございます。給食

と学校安全が本来関連の深い事業でございますが、同じ体育局の所管ということでございますので、私もそれぞれの引き継ぎました仕事を推進しながら、しかもなお統合のメリットを上げたいということで、文部省の指導をいただきながら努力してまいりました。その一つといたしまして、児童生徒の健康増進の調査という委員会を発足いたしました。児童生徒の骨折問題、それから父兄と先生方の健康等に関する意識という調査を行い、また給食物資の問題につきましてもその委員会を検討いたしました。最近ようやく全体の結論を得まして、これから印刷をしたいというふうなことがございます。その中におきましては、例えば学校の体育活動、その他給食を含む家庭における食事等によりまして骨折にどのような影響をおこすかというふうなことで専門の先生方が、大体百遍以上になろうかと思いますが、従来いろいろなところで研究されました骨折に関する調査を総合いたしまして分析して結論を出していただいております。その中におきましては、単に栄養だけでなく、子供たちが幼少のころにしっかりと運動して、骨ないし筋肉を鍛える、あるいは機械性を養うということが骨折防止に非常に大きな影響があるというふうなことが指摘されました。私も、そういうことを踏まえまして、今後それに対応する団体として施設の施策を考えていきたい。それと同時に、それを各学校現場にも普及いたしまして、現場におきまして最近子供たちの骨折が多いということが言われておりますが、そういうものの防止に役立てていただきたいというふうに考えております。そのようなことが一つ新しくできましたメリットと言えようかと思っております。

それから、大変残念でございますが、まだ今のところ事務所が一体になっておりませんので、三、四百メートル離れておりますが、そういうことで不便はございますけれども、やはり一体となったメリットを生かしたい。そういう意味では、人事交流等も考えていきたいというふうなことで先般

一人ずつの交流が実現いたしました。当初は、先生御指摘のように、何か肌合いが合わないような、やはり三十年間の伝統の違いというものがございます。最近ではお互いにかなり気楽に行き来しまして、気分的にも一体感が深まってきていると思っております。そういう意味におきましては、やはり非常に狭い職場で一生を過ごすということよりも、いろいろな仕事を覚えながらやっていくということ、今後そのような働きがいのある場所になっていくというふうなメリットも今後深まっていくのではないかとこのように思っております。以上でございます。

○政府委員(古村澄一君) ただいま健康会の理事長が申し上げました点に尽きるわけでございますが、文部省といたしまして、児童生徒の健康保持増進の施策がいろいろな角度から検討されて、そういった健康保持増進事業特別調査研究委員会の結論に基づいたいろいろな仕事をやっていきたい、そういうふうなことで統合のメリットを上げていきたいというふうな考えておるわけでございます。

○粕谷照美君 学校保健会と一体どのような関連を持つのかというふうなことも含めて、私は、メリットと言いつけるかどうかはわかりませんが、しかし統合された職員の間には大変気分的にも交流しようというふうな雰囲気が見え始めたとおっしゃるわけでありまして、その点を正直にそのまま受け取りながら次に伺いたいのは、この統合されました健康会の組織体制をちょっと御説明をいただきたいと思っております。

○参考人(松浦泰次郎君) 申すまでもございませうが、日本学校給食会、日本学校安全会という団体があつたわけでございます。それが統合いたしました。理論的に考えましても、給食と安全の関係の従来の仕事はそのまま引き続いて継承してやっていくということでございまして、それを学校安全部、学校給食部というふうに整理をいた

しました。それと、従来ございましたそれぞれの課の、庶務課とかいうような全般にわたる仕事をしておりますところを総務部というようにいたしました。ただ、問題としましては、経理関係はそれぞれの職場に非常に密接に関連しておるものでございまして、それを、それぞれにありました会計、経理の担当課を第一課、経理第二課というふうなことにいたしました。それから庶務課、現在が総務課と改称しておりますが、それを置きまして、全般にわたるいろいろな日常の両部門の仕事の縁の下力持ちといえますか、お世話をするというふうなことでございまして、それとあわせて、やはり統合の実を上げていくということから、両方から出ました企画室というものを設けて、そこで先ほど申し上げました児童生徒の健康増進に関する委員会のお世話をするというふうなことで、予算的にも両部門を一体的にその企画室の方で考えていくというふうなことにいたしました。それから、従来ございましたそれぞれの審議機関でございますけれども、運営審議会とか評議員会というふうなものでございまして、それをまとめてまして運営審議会といたしまして、人数を従来よりも若干ふやして三十五人というところで、両面にわたる御意見、御審議を賜るというふうな組織を設けました。それから、統合に伴いまして理事長とか役員関係が若干減少したというふうなことがございしますが、そのようなことで現在は組織をいたしておる次第でございます。人数の方で申し上げますと、現在二百九十一名でございまして、

以上のような状況でございます。

○粕谷照美君 今、組織体制を御説明いただいたわけでありまして、事務所が全然別で旧態依然たる状況の中で事務をやっているというふうに承つてよろしゅうございませうか。

○参考人(松浦泰次郎君) 例えば給食物資でございまして、非常に事務的に処理するものが多いんでございまして、お米とか、小麦とかいうことになりましても、全体が約四百億円余

りの額になるわけでございます。それから、安全部門の災害共済給付、医療費とか見舞い金というふうなもの約百三十億円ぐらいございまして、そういうことでございまして、日常の事務でございまして、それぞれの、離れたところに経理第一課、経理第二課を設けたというふうなことがございまして、同じところでそれを処理することが非常に難しかったということでございまして。ただ、同一法人でございまして、計画的に今後の予算を進めていくという点におきましては、先ほど申し上げましたような企画室というふうなところで総合して考えていくという体制をとっておる次第でございます。

○粕谷照美君 一つの法人が二つの場所で経理をやるなどということは大変問題だろうと思ふんですが、事務があるというのとは、これは、やっぱり一つになる、法人を統合するというのとは、そういうことだと思ふに思ふんですけれども、今二つの事務所になっているところにさらに今度は国立競技場が入ってくるわけですね、もしこの法律が成立すれば、そうすると、事務所体制というのはどういふふうにしよというふうな青写真のようなものがあると思ふんですけど、いかがですか。

○政府委員(古村澄一君) 現在、統合いたしますときに、事務所が形式的に言えば三つに相なると思ふます。したがって、その三つの事務所においてそれぞれ効率的に回するようにということで事務所におきます課の配置等は検討していかなくやならぬのですが、このままですとよくということには統合法人としての使命を果たすにはなかなか難しい問題があるというふうな思つておられます。将来やはり新しい庁舎というものを早急に建設すべき問題だろうというふうに考えております。

○粕谷照美君 まあ、体育研究研修センターも随分長いことかかっているわけでありませう。新しい庁舎を建設すると今言いましたも、まだ考えている段階の話でありまして、これから随分長いことかかるんではないかと、こういうふうに思つて

おりますので、その青写真もやっぱり一つは私は見通しておいての統合でなければ意味がないではないか、こんなふうなことを考えております。その場合に、事務所のことだけではなくって組織機構図、組織体制図、現在はこういうあるけれども今度はこのようにしたいと、そういう青写真はありますでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 新しい法人の機構図といたしましては、役員の下に実質的に仕事をいたします部というものをつくっているわけでございますが、総務部、経理部、それからいわゆる競技場を管轄します、競技場につきましても霞岳と代々木と西が丘と三つありますが、そういった競技場を管轄いたします部、それから学校安全の仕事をしたす部という部、そして学校給食の仕事をしたす部という部で、五部の形態をとりたいというふうに思っております。

○粕谷照美君 競技場といいますが、三つの競技場があるわけでございませう。この名称を私見で、何と難しい、長つたらしい、魅力のない名前なんだろうかと、こう思うんですけれども、日本体育・学校健康センター法と、こういうのですけれども、やっぱり国立競技場という名称というのは物すごく国民に親しまれてきていますね。マラソンで、もう国立競技場のゴールが目に入ってきた、あと何周してなんという、こういう印象というのはいさぐさ強いと思うんですけれども、統合になりましたときに、この名称は消えるのですか、残っているのですか。

○政府委員(古村澄一君) 法人の名前といたしましては、現在御提案申しております日本体育・学校健康センターという名称に相なりますが、競技場のそれぞれの総称といたしましてはやはり国立競技場という名前が、今おっしゃいますように、国民に長い間で定着いたしております。したがって、国立競技場という名前をその後も使ってまいりたいというふうに考えております。

○粕谷照美君 それで、名称の話なんですけれども、今まで、例えば学校へ行きますと、生徒がけが

をした、あつ安全会の手続だ、これで終わったんです。それがようやく三年前から健康会になって、三年間によく、あつ健康会だと、こうなつたわけですね。今度は何と言いますか。

○政府委員(古村澄一君) これは、呼称のそのうの略称をどういうふうによつていくかというのとは、おのずからそういう関係者の中から自然と生まれてくるというのが愛称といえますか。そういったものだと思いますが、通常私たちが考えればセンターというふうには略称するんではなからうかと、こういうふうに思います。

○粕谷照美君 まあ、本質的な質問でありませんからあれですけれども、センターというのは、地方へ行きますとこのごろは田舎でも米の集荷場なんて言いませんでライスセンターなんて言つて、センターへ行こうとか老人何とかセンターへ行こうとかというふうになっておりますので、なかなかこのセンターというのがこういう内容を持ったものなんだよというふうの一人一人のところにまでは行き届かないのではないかと、こういうふうな考えられて、名称というのは慎重にやっぱ研究をしていただきたい、これはもう苦情を申し上げたいと思います。

さて、その中で学校給食部に関係して質問をいたしますけれども、この学校給食部に人件費が物資勘定で負担されている、つまり国費補助対象外の職員が十名いるわけですから、物資勘定で人間を雇う人件費を負担するというのはいさぐさうふう具体的にやつていらいしやるのかというところでございませう。

○参考人(松浦泰次郎君) 本来学校健康会の事務、従前でも申しますと日本学校給食会、日本学校安全会ということになるわけでございませうが、この事務費は最近でございませうと、基本的には国の補助で措置していただくと、こういうことになつておつたわけでございませう。しかるところ、小麦粉の關係におきまして流通経費を国から補助をいただいて日本学校給食会がそれを扱うというふうなことになるまいまして、その時点にお

きまして新しくふえました事業費をどうするかというふうなことがあつたのでございませうが、なかなか容易でなかつたんじゃないかと推察いたしますけれども、国庫補助を出していただいて、またさらに人件費を補助するということは二重に補助になるような感じもありますので、その点はひとつそういう国庫補助金の中におきまして小麦粉の扱いの中の人件費として物資経理の中で措置するというのが決まつたわけでございませう。一般の人件費とか普通の事務費につきましては、私どもの会計の中では業務経理という中で措置されております。それが大体、国庫補助をいただいて措置しているものでございませうが、給食の物資の關係とそれから災害共済給付の關係につきましては、これは経理を別にするということが法定されております。

そのようなことで小麦粉の關係につきましては物資経理の方で当初措置するということが始まつた経過でございませう。以後、米飯給食の推進ということが出てまいりまして、同じように事務費の増加に伴う人件費をどう措置するかというふうなことがあつたのでございませうが、その点につきましても非常に多額の割引をしていただいて供給するということになりますので、そういう関係連から同じような考えで物資経理の中でその辺は措置するということになり、また輸入牛肉を学校給食に利用するという段階におきましても、輸入牛肉の場合には、まあ、先生御存じと思いますが、海外からはかなり安く入つてまいりませう。そういうことで国内の牛肉の価格との混乱を避けるということ、一般に使用されます輸入牛肉につきましても、食糧庁、畜産振興事業団でございませうが、そういう關係におきまして例へば、まあ何種類かございませうけれども、私も従来扱つてきましたものは現時点におきましてはキロ当たり百五十五円を上乗せをしまして販売価格にするというふうなことがございませう。そのようなことで、それを年間扱います数量でやりますと約二、三億円になつたかと思ひますが、それが冷凍庫の補助

とかあるいは牛肉の利用の改善の講習会の経費というふうなことになるのでございませうが、その中におきまして人件費としまして牛肉を扱う人の事務費も見ていただくと、これがやはり物資経理の中の問題でございませう。そのようなことで三分野につきまして現在十人の方の人件費を賄つておるといふ状況でございませう。

○粕谷照美君 これ非常に不思議な私は人間の採用方法だといふふうに思うわけですが、もうししますと、給食部の方には牛肉さんと小麦さんと米さんのまあ職員がいっぱいいらっしゃるわけですね。その十名について小麦粉の人は一体何年から、お米の人は何年から、牛肉の人は何年から何名、こういう詳しいことわかりますでしょうか。

○参考人(松浦泰次郎君) 小麦粉の關係につきましては、四十六年に先ほど申し上げましたような流通關係を扱うということになりましたので、その時点で七人の人が措置されております。人件費の額で申しますと、千二百五十五万円余でございませうが、それが今日におきましては六十年で申しますと、米飯給食の推進とともに小麦粉は扱う量が減少してまいっております。そのようなことで、現在では五人の人が小麦粉取り扱いの事務に物資経理の中で措置されておりました。人件費は三千四百万円というふうな状況でございませう。それから、米穀の關係につきましては、五十一年から学校給食に米飯を取り入れるというふうなことになるりまして、当初二人でございませうが現在では四人というところで二千四百万円の人件費がそれから支出されるということになっております。それから牛肉につきましては五十二年からでございませうが、これは当初から現在に至るまで一人でございませう。給与費としまして八百二十五万円、人件費がいろいろ諸経費を含めまして措置されてい、合計いたしまして現時点では十人、六千六百四十二万円というふうな内容になっている次第でございませう。

○粕谷照美君 それで、私わからないのですけれども、牛肉、例えば私も買いに行きますと、百グ

それからもう一つは価格安定事業と申しますが、各県におきましていろんな扱い上、牛肉等にも物価の変動がございます。そのようなことで、キロ当たり、例えば六十年でございまして五十

今、キロ当たり百五十五円上乗せしてあるお金、
 こうこうこういうふうなことをやっていますとい
 う御説明ありましたけれども、そのあれだつて総
 務庁の行政監察結果を見ますと、例えば輸入牛肉
 を全く購入しない調理場に貸与しているものと
 か、あるいは県給食会の取引業者に貸しているよ
 うなものが見られるなんていって厳しい指摘も
 らつていられるわけですよ。だから、この学校給食
 会は利権の巢窟だなんて言われるのですよ、きちん
 としないから。それとあわせましてこの十名分分
 なんですけれども、衆議院でも我が党の佐藤徳雄
 さんが、これは法的にどういうふうな根拠に基づ
 いて採用されているのかとありました。そのとき
 小麦粉の流通経費の中から出しましょうといつて
 オークレーをしたときの、合意を得たときの出席者
 はだれだれだったですか。

○参考人(松浦泰次郎君) ちよつと当時の、ある

○政府委員(古村澄一君) 確かに物資経理の中で人件費を手当するというようなことはほかの法人では見当たらないことでございます。ただ、昭和四十六年からやってきました仕事でございまして、そういったいろんな経緯の中で事柄としての考え方と申し上げれば、小麦粉の流通に携わる職員の流通経費というのは職員の給与費も、あるいは物件費も一切入りますから、その中で人件費を小麦粉の流通経費の中で見たんだというふうな形で説明はつくと思いますが、一般的な勘定の中で処理されているという形ではないということとは認識いたしております。

○粕谷照美君　文部大臣にお伺いしますけれども、私はこの十名のこのような雇用関係というのは大変不透明な雇用関係だというふうに思うのですが、いかがですか。確かにこの法律を見ても、第二十三条に「学校給食食用物資の売渡価格」、一、二とありまして、「二項の中には「買入れ格」送、保管、加工、売渡し等に要する経費」とありますから、今局長がおっしゃったその「等」の中に無理やり押し込んでしまえばそれはそれで納得のいくものかもしれません。でもこれはあるべき雇用の体系ではない。したがって今後はこの十名の

○粕谷照美君 文部省に聞いた方がいいんでしょうか、理事長に伺った方がいんでしょうか。今私が問題にしているのは、このようなことはなくしていくべきだと、胸張ってやっぱり自分は特殊法人の職員なんだと、しかも三つ今度は合同無理やりにしよというわけですから、そういう条件をつくってあげるということの方が必要なんではないんでしょうか。法的にやっぱり根拠がないような、そんな採用の方法というのはやっぱり問題があるというふうに思いますね。労働基準法なんかいうで採用するような場合には、雇用形態なんというのはいきなり明示しなきゃならないでしょう、就業規則とか。そのような場合には一体どのような説明しながら採用するんですか。だから情実採用ではないかなどというようにいろいろなところから私はうわさをされるのだと思います。それについて理事長いかがお考えですか。

○参考人(松浦泰次郎君) 先ほど大臣からもお話

ございましたように、十名という、物資経理で給与費等が措置されておりますが、職員としましては国庫補助の職員と全く同等でございます。一般の労働条件は同じように適用されております。理屈のつけよういろいろあるかと思ひますけれども、そういう意味では本人にとりましては全く不公平とか差別ということはないと思ひます。○粕谷照美君 理事長、私が言っている意味がわからないうです。本人にとつて金銭的な面では差別はないでしよう。しかし特殊法人のお金のお金の出る場所、国庫補助の対象外の職員であるという点では大きな身分上の私差があるというふうに考へておられるので、そういうものをやりくりなくしていくという方向にこれから努力をすべきであるということを書いておきたいと思ひます。

さて去年の九月ですけれども、総務庁の行政監察の報告というのが出されております。その中で「日本学校健康会の組織の簡素合理化」という点について本部組織を見直す必要がある、こういうことを言っておりますけれども、その理由として「学校給食関係業務については、管理部門を含め四課二室において四十一人が従事しているが、その組織体制をみると、承認物資等の廃止に伴つて学校給食用の食品検査体制の在り方を検討する必要があるほか、物資の調達・管理体制については、次のように見直しの余地がみられる。」、①、②、③が「つておられますけれども、見直しの余地がみられる。」というのを理事長はどのように受けとめていらつしやるか、文部省はどのように受けとめていらつしやるか。

○参考人(松浦泰次郎君) 先生御指摘のような文書をいただいておりますが、実は承認物資の廃止につきましては前回のいわけの臨調におきまして承認物資を段階的に縮小し廃止するということな報告がなされております。そのようなことと関連しまして五十九年にも行政管理局の方から物資についての指摘もいただいております。その後総務庁でもそういう方向を引き

継いでやっておりますわけでございますが、私も実は承認物資につきましては一つはこういう考へを持っております。

学校給食の意義というふうなものに関連して、私どもは、食料や家庭生活等が非常に現在変化しております。食事に對する正しい理解と将来への望ましい食習慣を養うという観点から、学校給食は極めて大切である。それから、食事を通じて子供たちが同じかまの飯を食うとよく言われる心の交流をするという教育的意義も非常に大切であるというふうなことを前提としますと、これが全国的に特に義務教育におきましては、やはりできるだけいい品質のものでできるだけ低廉に供給されることが教科書等に比較しても望ましいというふうな考へられるわけでございます。その物資につきましては、また各都道府県におきまして、都市部、郡部、山間部等を通じてそれがやはりできるだけ実現されなければならぬというふうなことを考へますと、全国的に安定的に物資を供給するというふうなことで大量購入のメリットがあるというふうなもの、特に山間僻地等にも支障のないように支給しなかならないというふうなものにつきましては、健康会としてはいづれ承認物資といふものを今後とも最低限維持していかなきやならないというふうな考へを持っておられます。そのようなことで、総務庁にも対応いたしておる次第でございますが、これがやはり健康会の供給いたしますのは都道府県の学校給食会を通じて供給いたしておるわけでございます。別に強制的な押し売りというものは一切ございませんし、現場の需要に應ずるといふ体制は今後も維持していかなきやならぬというふうに考へております。

そのようなことで、総務庁の勧告にあります「承認物資等の廃止に伴つて」というような点については、私もどういふか同意いたしかねるような気持ちを持っております。そのようなことでの辺でそれがどういふか最終的に維持されるかという点はまだわからない

わけでございますけれども、そういう物資を扱う事務がありまして、やはり支障のないような事務体制を整備していかなきやならぬというふうに思っております。いわゆる一般の定員削減につきましては、これは健康会といふ一般並みに措置、規制を受けておるわけでございます。それ以上の措置はなかなか簡単にはできない、しかし今本当に物資が減つた段階で事務量が低減したのについて、総務庁の指摘のように私も今後十分検討していかなきやならないというふうに考へております。

それから、もう一つの問題としましては食品の検査業務ということでございますが、健康会扱いの物資は全部検査をいたしまして、添加物その他の点につきましては問題のないものを、一〇〇％問題のないというふうな信じておりますが、そういうものを供給いたしておりますし、あるいは都道府県からいろいろな検査の依頼をいただくというふうなこともかなりございます。公的な民間団体からの検査依頼等もございしますが、そういうものについては検査体制ということをおる程度今後整備するという方向で考へなきやならぬ。

以上のような二つの方向から今後十分に事務組織等検討してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○粕谷照美君 文部省にもお伺いしたいんですけれども、総理府の勧告というのは一体どのくらい力を持つものかということも含めまして、この勧告の中にも、その十名については、これは違法だなどというふうなことも言っていないし、認められないなどということも言っていないんです。私はこのことは大変不満でありますけれども、しかし指定物資の一部及び承認物資を廃止することによってその調達業務は不要となると明確に出してゐる。それを学校給食部としてはどうも受け入れられませんかということ、合意できないとおしやるんですから明確にされたんだというふうに思ふんです。文部省はどうですか。

経緯というのは、御承知のとおり学校に物資を安定的に供給するというのが主眼で始まつたわけでございます。したがつて、それが昨今の世の中ではいけば、そのまゝのことは必要ないではないかというのが承認物資を廃止縮小していったらどうだという論議になつておるわけでございます。それにつきましては私どももある程度必要のないものは廃止しようというところで健康会を御指導申し上げておりますが、そのことで五十八年度あるいは五十九年度、六十年、六十一年度というそれぞれの年度におきまして廃止する物資というものを決めたものもございします。これから決めていく過程にあるものもございします。しかしながら、将来承認物資全体をどうするのだということにつきましては、今後の検討課題だろうというふうに思つております。

ただ、先ほど申し上げましたように承認物資をおこした経緯から申し上げますと、学校に大量の物資を安定的に供給するというところから始まつたわけでございます。そういう意味から必要のあるものもあろうかというふうに思ふわけでございます。その辺は今後の検討の問題だろうというふうに思ひます。

そこでそういったことになりまして、ある程度物資課なり穀類課の職員というのについて、今の現体制でいいのかというのが総務庁からの御指摘でございます。これにつきましてはある程度事業量が減つてきますから、それぞれの職員の削減ということをお考へていく。しかしながら、片方、学校給食の中で一番求められておりますのはやはり物資の安全衛生の問題だということに思ひます。したがつて、安全衛生の点検体制というもの健康会の中につかり位置づけていきたいというふうな物資扱いのところは軽くし、検査体制の方は重くしていくというふうなことで、今後の健康会の事務組織の見直しということに取りかきたいというふうに思つておるわけでございます。

○粕谷照美君 この勧告も定員を減らしなさいなというのを一言も言っていないんですし、私

もう大変なお仕事をしつらつとやるといふことをよくわかっていまして、そういうふうには思いませんけれども、しかし、給食部が本当に安全体制なんかについて身を入れたことをやっているかという点についても私は大変な疑問があります。その点について質問をし直せばまた時間も相当必要なんでは一応この問題についてはこちらでとめておきまして次に移ります。

文部大臣、先ほど十人減らしますとおっしゃらなかったのですけれども、ひとつこういう形態でなく、正規の採用になるように努力をしていただきたと思います。これは私の意見で終わります。

次に、この統合に関していろいろな問題点についてどのような解決の方向を文部省としてはあるいは理事会としてはとられるかという点について伺います。

まず一つは、健康会と競技場が統合するわけですが、給与体系も違いますね。仕事の内容も違うわけですから、いろいろな面で今まで労働組合もはっきりしていたわけですから、ちゃんと労使話し合っているような条件をとっていると思います。そうするとその違いについて統合に賛成賛成というんなら私のところはどんな悪い条件でも結構です。からしていただきたというのが働く者の立場だと思ふんですけれども、統合に賛成でない人たちはこれは労働条件を切り下げるなどということは絶対にするべきではないと思いますが、いかがお考えですか。

○国務大臣(松永光君) 先生御指摘のように、そこに働いている人の勤務条件、労働条件、そういったものについては最大限の配慮をすることが当然のことであると考えます。したがって、両法人の現行労働条件は新しくできるセンターにおいて十分尊重されるものと考えております。なお、給与については両法人の俸給表に多少の差があるものでありますけれども、新俸給表の作成に当たっては十分な調整を行うなど、職員にとって従

来より不利にならないよう配慮したいと考えております。

○粕谷照美君 労働条件のほかにまだいろいろな問題点がたくさん残っているわけでありまして、そういう問題点について理事長は組合とちゃんと話し合いをつけるということが私は大きな任務ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○参考人(望月哲太郎君) 先生御指摘のとおりでございます。

我々としても鋭意先生のおっしゃったような線で努力をしてみたいと思います。

○参考人(松浦泰次郎君) 私も同様に考えております。

○粕谷照美君 今そう思っていますと言いますが、統合されますと新法人になるわけですね。そうすると、新法人は組合も多分統合するんではないかと、それともやっぱり誠意を持って交渉をしていくということが前提でなければならぬと思います。そういう引き継ぎといいますが、申し送りといいますが、ちゃんとやっていただけますか。

○参考人(望月哲太郎君) きちんとするつもりでございます。

○参考人(松浦泰次郎君) 同様に考えております。

○粕谷照美君 文部省にお伺いしますけれども、この給料表の問題なんかというのは、文部省でやりますとか、法人でやりますとかというものの以前に、もう一つ大蔵省が絡んでくるわけですね。その辺のところは十分な対策をいただけたままでしょうか、いかがですか。

○政府委員(古村澄一君) 先ほど大臣から基本的な考え方を申し上げましたので、私といたしましてはその方針に沿って十分関係各省との折衝に当たりたいというふうに考えております。

○粕谷照美君 私、先日バレーボールのワールドカップを見に行きましたね、物すごいですね、人氣がね。入っていきまうとわからないですね、何しろお上りさんですから、もうどこから出ていかかわからなくて、そしてちよとお手洗いなん

かに行つて席に着こうなるとしますと段差があったりして非常に入りづらい。これは車いすの人とても簡単にはこんなところ見に来るわけにいかない、やっぱりテレビで見るとはいいのかもしれない、やっぱりあそここの内部的な条件もきちんと整える、そんなことも提起をされているというふうにも思ふんですけれども、初めて行ったような人でもこう行つたら出ていけるとか、こう行つたらこうだとかという方向指示みたいなものもわかりやすく親切にしてみたいとかという、そういうことを思つたわけですね。そういう競技場の運営なんかについて運営審議会といふものがあるんですね。先ほど久保委員の方から質問をされましたけれども、何か学識経験者とかそういう当たり前の――当たり前の――のは悪いですね、みんなよく知っているような方々がそういう中に入っている。そうでない利用するような立場の人たちというのは入っていないから意見がなかなか出てこないと思う。そういう新しい展望を切り開くような運営審議会でなければならぬと思うわけですが、その点はいかがで

すか。その点についてもやっぱり総務府の勧告の中に運営審議会が十分に機能してないんじゃないか。それは学校給食なんかについても触れておりますけれども、それはいかがでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) センターの運営が、利用者の側にとつてなるべくいい形で運営されるようにということと運営審議会といふものが設けられていことは事実でございます。したがって、そういう運営審議会での十分な御活躍ということとが期待されるわけでございますが、それと同時に、今おっしゃった入り口の表示であるとか、あるいは出口への案内板であるとかといったことは、やはりできますセンターあるいは競技場自身としても平素から考えるべきことだろうというふうに考えるわけでございます。

したがって、運営審議会の委員につきましましては、そういう利用者の代表という方も十分入れるような形で考えてまいりたいというふうに考えております。

えております。

○粕谷照美君 それで、最後にこの収支差額補助方式というのについて、文部省としてはどういうふうな考えていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

国庫補助がどんどん減ってくるわけですね。減ってくるけれども事業はどんどん拡大をしている。人間もそれに伴って必要になってくるけれども、とてもじゃないけれども人員をふやすなんてことはできない。そうしますと、民間委託が始まる、臨時で採用する、こういう状況があるわけですね。そんなものを補うために、なるべく収入を拡大しないと。この収入を拡大しないと、一生懸命に働いて収入をうんともらつたら、少しは何かこの働いた人たちに還元するような条件とか施設整備などがうんとよくなるとか、そんなようなことになっていかねばやらないじゃないですか。それどのようにお考えになって

ますか。

○政府委員(古村澄一君) 基本的に特殊法人の収支といふものをどう考えるかということにも相なるわけでございますが、見方によりますと、特殊法人は特殊法人で自己存立といえますか、収支相償わせてやっていくのは特殊法人の筋ではないかというふうな御意見もあるわけでございますが、そういう形では現在の文部省の特殊法人は回ってまいりません。したがって、運営費にかかわる経費については国庫が補助をしていくという形で、収入を上げて、なお足りないところについて国庫補助をするというシステムになっておりますので、今御指摘のように、収入が上がりれば補助金の方が減っていくではないかというふうな外形的な形態になっているわけでございますが、現在の大蔵財政事情の厳しい中でございますので、私たちはやはりそういう点での収入を上げるといふことも必要なことだろうというふうに思ふわけでございます。

○粕谷照美君 収入を上げたなら上げた内容の充実というものがなければならぬというふう

に思います。

そういう中で、この国立競技場がつくられた当初の目的があるわけですね。その目的から逸脱するようなこの金を稼げ金稼げというやうなやり方というのは私は間違っているんじゃないかというふうに思います。図書館なんかにしたって、じゃ閲覧料を取ってその収支バランスをとりましようなんて、そんなことじゃないと思うんですよ。国立競技場のつくられた目的に沿えば、それはその目的にふさわしい事業をやる、それなりの収入で結構だと、こういうことを私はやっぱりきちんと把握をしておいていただかないと、まるで働きマシみたいになられたんではかなわないというふうに思います。その意味で、使用料の問題だとか貸し出しの条件とか、たくさん質問したかったわけでありすけれども、時間が来ましたので、これで終わりたいと思います。

○本岡昭次君 三年前に学校安全会と学校給食会を統合し、さらに今回日本学校健康会と国立競技場の二つの特殊法人を統合する。それで新しく日本体育・学校健康センターを設置するという法律を今私たちは審議をしております。

私の感じとして、ただ臨時行政調査会の答申を金科玉条のものとしてひたすら数合わせ、そして文部省は他省庁に並んでの数減らし、そういうことだけが目的となっているような今回の統合には賛成できないであります。法案のこの提案理由には統合の利点がもっともらしくこう述べられていますが、統合しなくてもやる気が文部省なり大蔵省にあれば十分できる現況にあると私は見ています。要するに、やる気がないからできないというだけの結論であります。私は、こうした立場に立つて、この国立競技場や日本学校健康会の現状の改善をこの法案審議という中で求めてみたいと思います。

まず、国立競技場が管理委託として委託されている西が丘競技場の国有地の問題について伺います。

国立競技場に伺いますが、西が丘競技場の管理

委託土地を現在も競技場として——私も写真を見せようかと参考に見せてもらっておりますが、使用しているんですが、出資をされた土地と管理委託を受けている土地との現状、何か問題があるのかないのか、また、この利用状況はどうか、簡単に現況を説明いただきたいと思います。

○参考人(五十嵐淳君) 先生お尋ねの第一点でございますけれども、現在、受託管理地と出資地との間に何か都合なことがあるかということが第一点のことであろうというふうに理解いたしております。

この点につきましては、現在、使用上、外部の方に対する利用等につきましては何らの支障も行われていないというふうに御答弁申し上げます。

それから、現状どういうふうになっておるのかという点でございますが、管理受託地につきましては、運動場や庭球場等を含めまして二万六千九百九十七平米という管理受託地がございます。それから、出資地は四万二千平米ということになっております。ここにはサッカー場とかあるいは体育館及び管理棟その他庭球場等が設置されておるわけでございます。

それらの利用状況という第三点でございますけれども、利用状況につきましては、運動場及び庭球場、管理受託地の運動場及び庭球場につきましては大変に利用がされておることでございます。それから、もちろん出資地の四万二千平米、この中にはサッカー場や先ほど申しました体育館、庭球場等があるわけでございます。これらのところにつきましては、大変よく利用されておることというふうに御答弁申し上げます。

○本岡昭次君 管理受託土地として何ら問題がないのに、なぜ大蔵省に対して理事長名でもってそれを出資という形で取得させてくれという要望を出されるんですか、問題がないのに。

○参考人(五十嵐淳君) 御答弁申し上げます。私、大変恐縮でございますけれども、外部の方々に利用していただく分につきましては問題はな

いというふうに私御答弁申し上げたつもりでございます。

それで、大蔵省に對しまして管理受託地を出資していただきたいといふのは、この管理受託地につきましてはいろいろと条件がついております。例えば建物等については、恒久物等については建設してはならないとか、そういうような点がございまして、こちら側の利用方法といたしましては、この出資地と同様に一体化していろいろの建物等も建てたり、そういうことも将来としては考えたいというふうな観点から、我が方の出資地としていただきたいというふうに願って大蔵省にお願いを申し上げておるといふ次第でございます。

○本岡昭次君 あなたの考えは間違っていますよ。利用する側も不便を感じておるんですよ、あなたがもしやるように。恒久的なきちっとした更衣室とかシャワーがあると体育施設として十分利用できるようなものつくれないんですよ、そこには。それは何も国立競技場側の不便じゃなくて利用する市民なり皆さん方の不便ということになるんですよ。利用する側の人が不便かどうかという判断に立たなきゃ、競技場が不便かどうか、ちょっと今のような不意な発言は慎んでほしいと思う。

それで大蔵省に聞きますが、国有地の受託管理の承認ですが、これは昭和四十六年五月二十五日の国有財産審議会で行われたようですが、これなぞ国立競技場の追加出資の陳情が認められずにこれが受託管理という形式になったのですか。

○説明員(川信雄君) 御指摘の土地につきましては、三十三年十二月に米軍から返還された土地でございまして、昭和三十七年八月に営団地下鉄七号線の用地として都市計画決定が行われております。しかしながら、地下鉄七号線用地としての事業決定の見通しが立っていないという状況でございましたので、先生御指摘のとおり昭和四

十六年五月の国有財産関東地方審議会の答申を得まして、昭和四十七年九月に国立競技場に対して、隣接する西が丘競技場の運動広場等の一部として管理委託を行っているところでございます。

○本岡昭次君 そうすると、管理委託をさせた主たる理由はそこに地下鉄が走り車庫にする将来計画があるということのようでありまして、それでは現在もなお車庫を建設するという予定があるんですか。

○説明員(川信雄君) この土地につきましては、昭和五十九年八月に営団地下鉄の方から地下鉄用地としての要望取り下げ書が出されております。

○本岡昭次君 そうすると、大蔵省としてその土地の管理委託をした理由はその時点でなくなったというふうに判断していいんですか。

○説明員(川信雄君) この件につきましては、その後ことしの八月に国立競技場の方から要望書が提出されております。この土地の管理委託の契約というものは昭和六十二年八月末までというふうになっております。私どもとしては、この土地の処理方針につきましては国立競技場の要望とかあるいは地元の要望等を踏まえて今後検討してまいりたい、このように考えております。

○本岡昭次君 すると、大蔵省としては、六十二年八月まで現在契約があるのでそれまでは国立競技場に管理委託をしてもらうが、その後は管理委託という状況じゃなくて新しい形の対応をするんだという判断を持っている、こういうふうな考えでよろしいか。

○説明員(川信雄君) そのときまでにいろいろな要望等の調整がつかますれば、その時点で処理計画をできるだけ早く策定したいというところは考えておりますけれども、その六十二年八月になりましてはまだ調整がつかないという場合には、今後の処理方針について検討するため引き続き国立競技場に管理委託することになろうかと、このように考えております。

○本岡昭次君 その場合の管理委託というのは長

期にわたるんじゃないやなくて短期的なものと考えてよろしいか。

○説明員(川信雄君) 管理委託といいますが、これは物の性格からしまして暫定的使用ということとを前提にしておりますので、余り長期にわたることは最初からは想定していいということでございます。

○本岡昭次君 前回は十三年も管理委託をしてきたわけですが、そこで文部大臣に伺います。

このような状態にありまして、ここにおられる望月理事長は竹下大蔵大臣あてにこの管理委託を受けている二万六千九百九十七平米の土地の取得について要望書を出しておられるわけですが、その方法としては国立競技場法第四條第二項の規定による出資でお願いしたい、こういう要望を出しておられるわけで、これについて文部大臣は知らぬというわけにいかぬ、こう思ふんですね。これは独立したものだから知らぬと言われてもやむを得ぬかもしれませんが、そういう文部省の意向とは全然別のこととを今の力関係ではやれるはずがないと思うし、文部大臣もこの出資ということについて、やはりそれでいいだろうということについて要望書が出たんだと私は見ます。それで文部大臣、今の状況の中でやはり私は追加出資という国立競技場の要望をかなえてやるために全力を挙げて文部省としても働きかけるべきだ、こう考えますが、いかがですか。

○國務大臣(松永光君) スポーツ施設を整備して、そしてスポーツの普及、発展を図っていくという立場からすれば、できれば出資していただきたい方がやりやすいわけですから、私どもの立場は、しかし、持ち主の大蔵省の方は国の財政事情が極めて厳しい折でございますから、なかなかそうはいかぬぞということなんです。いましよ。私の方はできれば出資をしていただいて、そしてすばらしいものをつくりたいという願望は持っておりますわけでありまして、そういう考え方でその持ち主さんというか、大蔵省の方と折衝を続けてまいりたいというふうに考えておるわけであ

ります。

○本岡昭次君 再度文部大臣にお願いしておきたいんですが、日本体育・学校健康センター法案を今審議しております、その法律案の第一條の目的のところには、「その設置する体育施設の適切な効率的な運営」ということが第一に挙げられております。今論議している西が丘競技場の西側にあるこの土地は、十三年間も国立競技場が管理委託地ということでスポーツ用地に活用されてきて、広く地域住民の皆さんに利用され活用されて、非常に利用率も高いというふうに聞いています。すね。そういう状況から考えまして、国民の体育の普及、振興を図っていくために、文字どおりこの第一條の目的に書いてあるように、「適切な効率的な運営」をしていくということになれば、一つの競技場の中でこちらが委託地でこちらが自分のところのものだということな、これでは適切かつ効率的な運営はできないと思う。私は反対ですけれども、せつかく一つのものにまとめようとするんなら、せめて手土産というような、言葉は悪いかもしれませんが、一つになったんだからこのぐらゐのことはきちと文部省としてもやりましたよというぐらゐのことをやらぬと、目的にはいいことが書いてあるけれども、実態として何ら力にならぬということになるんじゃないか、こう思いますので、この契約の切れる六十二年の八月までにひとつ全力を挙げて、文部大臣として、これ見なさい、統合したらこれだけのことができたよということを示すぐらゐのことをやってもらわなければ困ると思う。どうですか。

○國務大臣(松永光君) 先ほども申したとおり、スポーツの振興を図る、それから設備の整備もして、そして多くの国民にそれを提供できるという状態をつくり上げるのが私どもの責務でありますけれども、何せ土地の問題等の場合には一般国民の間でもそうですけれども、地主さんの方が強いのですから、特に大蔵省強うございしますから、まあ先生の激励をいただきまして、一生懸命大蔵省とひとつ折衝してまいりたいというふうに考えるわけでありまして。

○本岡昭次君 せひともひとつ頑張ってください。次に、日本学校健康会の事業の一つであります学校給食の問題について伺います。

まず初めに、日本学校健康会の理事長は全国学校給食会連合会の会長も兼ねておられます。日本学校健康会とこの全国学校給食会連合会というのはいかなる関係にあるのか、ひとつ簡単に御説明いただきたい。

○参考人(松浦泰次郎君) 日本学校健康会は学校給食に関する特殊法人の一つでございますが、その事業には大きく分けて先ほど来お話し申し上げましたように二つございしますけれども、学校安全に關しましては各都道府県に支部組織が設けられております。それから一方、学校給食に關しましては各都道府県に財団法人として独立して認可されております。まあ、名称は若干違ふものもございしますけれども、各都道府県の学校給食会というのがございします。それぞれ独立しておるわけでございします。そのようなことで、この全国学校給食会連合会と申しますのは各都道府県学校給食会と日本学校健康会を会員として組織するというふうになつておまして、目的は、会員団体相互の連絡提携を密にして会員団体の充実強化と学校給食の改善充実と寄与することを目的とするということである事業をやつておるわけでございします。

その中で、会長、副会長は理事会の推薦により總會において選任するということ、私もそのようなことで選任されておまして、全給連の会長という仕事もあわせてやらしていただいておりますという状況でございます。

○本岡昭次君 それでは全国学校給食会連合会の会長という立場であなたにお伺いします。

今この東京都財団法人の学校給食会が東京都の教育委員会の委託を受けて定時制高校三十校に對し学校給食を民間業者に委託して学校給食が行われているというふうに私は理解をしておるんですが、このことについてあなたは御存じですか。

○参考人(松浦泰次郎君) 聞いております。○本岡昭次君 後ほどまたそのことについて伺いをします。

それで、私は財団法人東京都学校給食会から参考人に来ていただいておりますが、おられますか。初めは教育長においでいただこうと思つたんですが、急なことでありまして、調整ができませんでした。それで学校給食会の方からおいでをいただきました。

それで、まず参考人にどのような形でこの民間業者委託をされているのかという実態についてお伺いしたいんですが、私の方からこういうことかということと言いますから、間違いないならそういうこととすと言っていた方が早いと思ひます、時間がありませんのでね。

それで、こんなものにまとめてみたんです、見えますか。(図表揭示)

この真ん中に学校給食会がありまして、こつちに都教委があつて、それでこの都教委が財団法人の東京都学校給食会に学校給食についての委託契約を行つて、この委託契約を受けた学校給食会がまた民間の業者に再び委託をする、まあ、建設業で言うたら孫請みたいな形のものがここにできて、それでこの横に社団法人日本給食サービス協會というのがある、そしてここにどういふ業者が学校へ労働者を派遣したらいいかということの相談をして、この傘下にある業者をここにそうして指定する、こういう形。これがどんなところかということとはまた別の機会に私だしたいと思ひます。そしてこの供給業者、民間の業者が学校に労働者を、調理をする人を派遣をして、そしてそれぞれの学校で給食業務をやらしている。そしてここに都立学校というものがあつて、都立学校というのはこの学校給食についてはこの図と関係なくなくて、ここで実線で作つておられるけれども、この関係を持つことすら本当はおかしいんでありますが、こうもしなければ私の概念では都立学校、学校とこの給食と今結びつきませんから

こ結びつたんですが、大体いわけばこういうことで行われているという僕の理解はそれでいいのかどうか、この基本的な理解の上で間違いがあるかどうか、それをまず一言お伺いをしたいと思います。

○参考人(三石辰雄君) 突然でございまして、先生の御質問に対して適切に御説明ができるかどうか、もし相当でなかった場合においては御許しをいただきたいと思います。

今の御質問でございまして、東京都の教育委員会が学校給食の業務の中の調理という業務について私ども東京都の学校給食会に委託をし、私どもはそれを受託者の立場で受けております。そして、その委託を受けた学校給食業務の中の調理という業務につきまして、都内のそういった十分な経験のある業者の団体であります日本給食サービス協会にお願いをして業者の御推薦をいただいて、そしてその中から一定の基準で私どもは選定をいたしまして、そして本年度でいいますと三十校ございまして、それをグループ化してそれぞれのグループについて業者からの見積もりをいただいで、そして適切な価格を指した者につきましてこちらが選定をする、そして都教委の承認をいただく、こういうことでございまして。

このことは何も調理業務についてそうやっているだけではないでございまして、私ども東京都の学校給食会には、パンの委託加工にしましても、あるいはめんの方の委託加工にしましても、あるいは他の道府県では物資の配送につきましては大体大きな倉庫を建てて自分のところでやっているわけにございまして、私どもは物資の配送につきまして、やはりこういった東京都の事情を考慮して、最も適正でかつ迅速に円滑に行うことのできる業者に委託をしてやっています。そういうことで、給食にかかわる業務はいろいろありますが、そういったこと等々の実績も踏まえながら、かつ都立高校の給食の調理業務が円滑にいくな業者を選んでは、それに調理の業務を委託してある。したがって、それを受けた業者は私どもとの契約、そ

の中身における業務方法に基づく非常に細かい約束事項がございまして、それに従って調理業務を学校で行う。その調理業務だけでございまして、そこにかかわる献立は実施者である学校がおつくりになる。献立にかかわる物資はやはり学校で調達をする。そして、私どもが学校からお借りいたしました施設設備、器材器具を使っているわけで、そして学校で今の委託をした業者に調理をしていただく、こういうシステムに相なっております。以上でございまして。

○本岡昭次君 幾つかちよつと参考人に聞きますが、委託契約を学校給食会がその中に入っているおとるんですが、委託料等金銭の授受というものが東京都教育委員会なりあるいはまた業者との関係の中であるのか、ないのですか。

○参考人(三石辰雄君) 御質問でございまして、調理の業務を委託するわけでございまして、その委託する業務についての委託料はその業者に給食会がお支払いをいたしております。

○本岡昭次君 その支払う金額は東京都から学校給食会が引き受けるんですか。

○参考人(三石辰雄君) そのとおりでございまして。

○本岡昭次君 その間に手数料というふうなものは介在するんですか、しないんですか。

○参考人(三石辰雄君) ございまして。手数料はございまして。

○本岡昭次君 調理業務の責任は最終的にはどこにあるんですか。

○参考人(三石辰雄君) 学校給食につきましても、先生も既に御案内かと存じますが、都立学校における学校給食の総括的管理責任は東京都教育委員会にございまして、それを実施する、実施機関である学校においても実施者としての責任がございまして、本件のような調理業務を委託した場合における、調理業務から来る例えば事故等のかかる責任につきましては、これはもう先生も御案内だと思ひますが、その委託を受けている業者の責任に帰する事故であるならば、直接的にはその業者と、

それから給食会がこれを委託しているわけですから、給食会と業者が直接の責任がある、そして学校にもそういう点責任がありますけれども、総括的な責任は管理者でございまして東京都の教育委員会にあると考えております。

○本岡昭次君 責任の所在はそれぞれの契約のところに明記されてあるんですか。

○参考人(三石辰雄君) それは契約の際にそれぞれ東京都教育委員会あるいは東京都学校給食会、さらには業者の間で役割の分担といいますが、事務の分担をいたしまして、今の責任問題につきましてはそれにかかわっていくような対応が起きてくるかと思ひます。私が最初申し上げましたのは、これは基本的な構造を申し上げたわけでございまして。

○本岡昭次君 参考までに後ほどそれぞれずつと契約をしていく関係の都教委から最終の学校で働く派遣労働者の関係のところまで、調理師が行くところまでの関係の契約とか、いろんなすべての書類を私に見せていただくことはできませんか。

○参考人(三石辰雄君) これは実は、この契約につきましても大変申しにくいことでございまして、けれども、東京都教育委員会と私どもとそれから業者の三者にかかわる実契約でございまして、私どもは本日給食会の立場で参っておりますので、本日、先生ただいまお話があったことにつきまして、先生からそういう御要望があったと関係者にお伝えしたいと思ひます。

○本岡昭次君 それで、学校の調理室で調理をする人たちは、これは一つの学校に何人ずつぐらい行くようになってあるんですか。

○参考人(三石辰雄君) 現在三十校を十六社で分担していただいております。大体一業者一校のところもございまして、二校のところもございまして、そして少ない生徒数のところでは三十名くらい、多いところでは三百名を若干超えます。したがって、私どもはこの調理が適切かつ円滑に、衛生成かつ安全に決められた給食時間に、しかも今までより質を落とさないでやっていくんだという

契約内容になっておりますから、それに必要な、各業者によって違いますが、派遣人員はそれぞれ違うようでございまして。

○本岡昭次君 そこで大体、労働省来ておられますね、今の状況わかったと思ひますが、そこで、二お伺いをいたします。

まず私は、今聞いた範囲における民間委託の実態は職業安定法上、疑義を感じます。

そのまず第一の疑義は、これ労働省に解明を、見解をいただきたいんですが、今の方法が仮に請負事業であるというふうに考えたとしても、職業安定法施行規則の第四条に、この請負契約というものに関しての厳格な四つの規制があります。もしそれに逸脱すると、これは労働者供給の事業を勝手にやったということで、これは法律違反に問われるということになっております。今の明らかにこれは労働者を民間委託、学校に派遣しているという形態でありますね。そこでつくったものを持っていくんじやなくて、学校で調理員が派遣されてそこで食事をつくっているという形態なんです。

この場合に、職業安定法の中に、まず四号がこういうのがあります。「自ら提供する機械、設備、器材若しくはその作業に必要な材料、資材を使用し又は企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業を行うものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。」ということを書いてあるんですが、学校の調理室の施設設備はすべてこれは都のものでありまして、そしてそこに提供する材料も全部あれです。ただそこには調理師という人が行って、そしてそこで調理をする、こういう関係なんでありまして、そしてその場合に、それではその人たちが本当に「専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする作業」というような範疇の中に厳格に規定できるのかという、僕はそういうことにはならないと思ひます。

それと同時に、だれが「一休責任を持つ」という、「作業に従事する労働者に対し、使用者として法

律に規定されたすべての義務を負う」という三号の問題についても、今非常にあいまいなことを言っているんです。学校で働いている調理員という人たちの雇用主はそれぞれの十六の民間の外食産業の人たちであります。雇用責任を持っています。それで労働条件から何からすべてその人たちの掌握のもとでやっているんです。にもかかわらず、学校がその調理員について責任を持つと言いました。今参考人は、そんなこと責任が持てるんですか。栄養士が自分のつくった献立の問題について、全然違う民間の、そういう違う管理下にある人について指図し指揮したら、これはまた違反になるでしょう。今そういうことがここで行われているんですよ。だからあなたも今の話ですからはっきりとそうだと言えぬ面があると思いますが、私は職安法施行規則四条に對して違反の疑義がある、こう見ているんですが、どういう見解をお持ちですか。

○説明員(坂根俊孝君) 先生がおっしゃいましたように、学校給食の調理を地方公共団体なりが民間に委託する場合、調理人を送り込んで業務を処理するという方式でやっておられる場合がある。請負の形式でやっておられるということです。受託者である民間の従業員が他の事業所に行っていましたように職業安定法四十四条で禁止しております労働者供給事業との関係が問題になってくると思います。

そこで、労働省としましては、従来からも請負契約で雇用する労働者を他社あるいは他人の施設内で作業につかせる、こういう場合には契約で受注の範囲をまず明確にしてもらう、あるいは作業の完成について責任をその請負事業主が全部負ってもらう、あるいは個々の労働者に対しては請負事業主が使用者としての責任を負ってもらう、こういう指導をしているところでございまして、もし本件につきましても職業安定法四十四条との関係で問題があれば必要な指導なりをしてまいりたいというように考えております。

先生おっしゃいました施行規則四条との関係でございしますが、施行規則四条の四号には先生おっしゃいましたような労働者供給事業に該当しないための要件が、物理的要件、施設などの要件と、それから技術的要件、「企画若しくは専門的な技術若しくは専門的な経験を必要とする」という二つの要件が書いてございます。これはいづれかを満たせばいいということございまして、学校の調理業務につきましても学校の栄養士さんが作成した献立に示されたとおりに限られた時間内に大量の給食を作成する、こういうことでございします。で、一般的には業者としての企画性といいますが、専門性といいますが、そういうものが満たし得るのではないかと今ふうに考えておりますが、具体的には個々の事例に即してもし問題があれば指導していく、こういうことで考えております。

○本岡昭次君 再度、労働省に聞きますが、具体的に学校長の責任というものは、そこに働いている労働者に対しては何にもないというふうに考えますが、どうですか。

○説明員(坂根俊孝君) 学校長は、今おっしゃいましたのは、その調理をやっている労働者について責任があるかということでございますが、直接は責任がないと思います。

○本岡昭次君 責任のない者がその指揮をし、命令をし、監督をして作業の中心にいろいろ口出しをするということは、これは法律に違反するんじゃないですか。

○説明員(坂根俊孝君) 栄養士の方がその献立をつくって示すというのは注文、請負でいけば注文に相当すると思いますので、その範囲でいろいろ監督するといえますが、いろいろお願いするといえますか、そういうことはあろうかと思いますが、それを越えて直接指揮する。先生がおっしゃいましたように、学校の従業員のごとくに指導するというようなことになりましたと、問題があると思います。

○本岡昭次君 だから、整理して言えば、学校長は自分の、同じ都の職員として、あるいは学校の

教職員として同じ任命権者であって、同じような労働条件、法律のもとに指揮監督を受ける立場でない人が学校の調理室に来て、それは別のところに指揮命令のある人が、こういう関係です。ね。

そういうときに、純粹に言えば、その人に對してもし指揮命令し、監督することができるといふようなことになれば、これは大問題です。ね。そういうようなことがあって、人材派遣法というふうなものが派遣元と派遣先の責任を明確にしなれば混乱が起るといって、ああいう法律が僕はできた、こう思うんですね。だけれども、今はその法律はまだ施行されてないですね、来年の七月から、目下準備中ですよ。だから、今こういう形態というのは、文字どおり、一番問題のあることを法律によって整理しなければならぬような事態を僕はやっている、こう見るんですね。労働省の見解はいかがですか。

○説明員(坂根俊孝君) ちょっと繰り返すになりますけれども、学校側の調理師さんがつくられた献立に基づいてつくってもらう。その範囲内で学校側が、何といいますが、注文を出すということに構わないと思いますが、その限度を超えて直接に学校側がその従業員の方に直接指揮するということになると問題があるというふうな考えております。

○本岡昭次君 再度聞きますが、調理室の管理と安全衛生、これはだれが責任を持つんですか、そういう場合は。

○説明員(坂根俊孝君) 調理室そのものは、普通は学校が責任を持たれるということになろうかと思えます。

○本岡昭次君 いや、もう何かわからぬようになります。それで、もうこればかりにかかっておられますが、ひとつ労働省にこの問題の事実関係というものを一度説明するために、実態調査を僕はやっていただきたい、こう思うんですが、いかがですか。

○説明員(坂根俊孝君) 今、御指摘いろいろあつた点を踏まえまして、実態についてもできるだけ調べて、適切な対応をとりたいというふうに考えております。

○本岡昭次君 文部大臣にお伺いをしますが、学校給食の民間委託あるいは民間業者にその部分を任せてしまえばいいんじゃないかという形の中で起こっている一つの現象を私は今取り上げました。

私は、この東京都の教育委員会がやっている定時制高校の給食の調理業務の民間委託のこのやり方です。東京都学校給食会が中に入るといふことも非常に紛らわしいし、その給食会が民間業者と契約して、そして調理職員を派遣するといふ、このやり方ですね。そこに、やはり問題が幾つも介在し、内在する要件というものを持っているし、現に契約というものが本当に現在のこの労働法規に照らして間違いないものかどうかという点についても、私は疑義を持つものであります。

しかも、その学校給食というものが、定時制とはいえ、やはり教育の一環としてなされているものの中に、学校の校長の指揮監督下にならずに学校の中であつて、それで、そこで子供の生命に関係するような食べ物の問題がそこで行われているという形、僕はこれはもう教育上、非常に好ましくない現象だと考えるんです。したがってこの問題について、文部省も安易にこうした問題について認めていくということじゃなくて、この問題の是非をひとつただしていただき、説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(古村澄一君) 学校給食の実施についての責任はだれが負うか、いわゆる生徒に対しての責任でございますが、これは設置者であります都道府県なら都道府県の教育委員会が負うということと、私たちが考えておりますが、したがって、学校給食が行われますときに都道府県の教育委員会が責任が持てる体制でやっていくということに相なります。そのときに私たちは、調理業務を民間に委託する場合であっても、献立の作成とか、あるいは物資の調達とか、そういったことについて

で、設置者であります都道府県の教育委員会が責任が持てる体制を持って、今の学校給食業務の運営の合理化を設置者としてお考えになるならば、そういった方向でお考えくださいというふうな通達を一月にお出ししたわけでございます。もちろん、そのときの通達の内容は、民間委託だけではございまして、パートタイマーの導入でありまして、あるいは共同調理場への奨励でありまして、そういったものを内容にいたしておりますが、要は学校給食についての質の低下を来さないということとを前提にいたし、そして学校給食の実施者であります教育委員会の責任体制がとれるという前提においてであるわけでございます。したがって、東京都教育委員会が今回おとりになりましたことにつきましては、そういった前提のもとで見ますときには私の方は支障を感じていないというのが現状でございます。

○本岡昭次君 文部省におられる方はのんきです。気楽だと言いたいですが、責任をとるためにとて、教育委員会が民間業者の責任をとるといったって、その中に学校給食会があり、もちろん学校給食会の理事長と東京都の教育長は同一人ですから、それはまことに結構なことですよ。それは右から左にできるでしょう。「おい、君、はい」と言っているでやっておつたらいいんだから。こうやると「ふん」と。こんな契約、そのものが私、そこに果たして契約ということの中におけるチェックが働くのか。これは何も働きませんよ。「おい、君のところは十萬渡すぞ。はい」で自分言つたらいいんだから。

大臣、こういうばかげたことが上にあつて、それで民間業者とこうやっておるんですよ。それで、その民間業者が直接つくるんじゃない、それはまた学校へ人を派遣して、そこで学校でつくらしている。そのつくっている調理の現場でだれが責任を持つかというのは、これは持ちようがないですよ、都の教育委員会が持てといつても。あなた責任を持てるでしようと言つても、あなた責任を持てたらいいんだから。

だったら学校長に対して責任を持たせることはできたでしょう。しかし、今度は学校長が責任を持つとして、自分の指揮命令する部下じゃないわけですよ。あるいはそういう関係にない形が入つてきておるんですよ。もしそれを関係づけたら、今の労働法規上違反になるということが、そこに現にある。そういうことが現に強引に行われているんですよ。

だから、責任が持ちようがない体制があるにもかかわらず、あなたは責任があると言つてみても、これは一遍、もっと論議を僕はしたいと思うし、それから質の低下を来さないなんて、そこで大きな顔をしてあなたはおつたけれども、実際、質の低下でこれはどう質の低下を来すことはあなた、ないでしよう、だれが考えてみても。学校がその施設を提供するけれども、そこで一体どういう人がやるかというふうなことは、全部民間の業者がするのであつて、教育委員会も学校も責任はとれない。栄養士さんさても、それに對して何か話してきても、具体的に物が言えない。今、学校の中で給食検討委員会とかいう、運営委員会というふうなものがある、そして学校については、その調理する人もみんな一緒になつてどうするかということが一つの体制としてあるんですよ。ところが、そこだけがあつてと切り離されてしまつて、質の低下を来さないなんて、そんな寝言みたいなことを言つてもうたつて、学校ではどうにもならぬですよ。本当にどうしようもない、文部省の……だから、もう学校給食課なんて文部省の中からなくしてしまえと、一番それが行軍で手取り早い一番いい方法じゃないかと僕も三年ほど前に言つたことがあるんですよ。けれども、本当にそういう感じが今いたします。それはもう嚴重なひとつ反省を求めたいと思うんですが、文部大臣も今おつた局長と同じような考えをお持ちですか。今の現状を聞いて、教育委員会が本当に子供の命にかかわる学校給食をですよ、健康を、心と体をつくり上げていく、そういうものになる学校給食という教育上の任務位置づけ

をやつて、今のよう形態が前の状態よりもより責任がとれる体制と思ひますか。あるいはまた、質の低下は来さないでやなくて、より質の高いものを子供に与えることができる文部省にお考えになりますか。大臣がもし局長と同じようなことを言へば、これは文部大臣失格だと私は思ふ。

○国務大臣(松永光君) 先ほど局長がお答えいたしましたように、我々の方で都道府県教育委員会に出した通知というのは、学校給食というものが学校の場でなされるものでありますから、教育活動の一環でもあることでありますから、大事なことは質の低下を招かないこと、そのためには献立の作成等は栄養士がやること、そしてまた物資の調達等については設置者が責任を持ってこれをやること等々設置者の責任、したがって設置者がやること等々設置者の責任を負えるような体制でやるということとを前提にして合理化は考えていたのだというふうな通知を出しておるわけでありました。その条件を満たす形でそれぞれの設置者が経費のむだを省くというやり方でやつていただくことを我々としては希望しているところなのでございます。

○本岡昭次君 給食会の参考人の方にお伺いしますが、学校で物資は直接自分たちで調達すると言いましたが、学校給食会は学校で調理に使う材料ですね、それについては何もかわらないんですか。

○参考人(三石辰雄君) 調理委託をしてる三十校の学校につきましては、献立は学校が、ということば栄養士さんが立てるようになっていた。それから物資につきましては、これはほかの学校も皆同様でございますけれども、学校が一定の給食費の中で調達をいたします。その調達をする物資の中で、これは何も三十校の委託の対象になつていない学校だけでなくて、主として日本学校健康会サイドから政府物資として供給されております小麦粉等を材料にしたパンとかあるいはお米とか、それからその他小麦製品等々のいわゆる主食と言われますものにつきまして、それから一般

物資の一部につきましては学校の御注文に依りまして給食会が供給をいたしております。このことは、何度も申し上げますが、この三十校だからということではなくて、どの学校にもそういうことで、基幹物資である主食は給食会が全部供給をし、一般物資の一部についても学校の御要望によつて供給してあるという体制の中で、三十校も学校が中心になつて物資の調達をして、こういう状況でございます。

○本岡昭次君 その学校の要望に従つて学校給食会が調達している物資、パンとかいう基本的な問題じゃない分ですね、指定物資でない分はどのくらいあります、割合で。

○参考人(三石辰雄君) 今私も給食会が扱つております物資の総売上高が約五百一十億くらいでございます。その中で、一般物資、いわゆるおかずの方に使われる物資は約六億でございます。主食と称されるパン、牛乳、米等につきましては約四百五十五億でございます。したがって、一般物資の六億といふのは、現在東京都の全給食費の中でおかず代と言われるのは約三百五十億でございますので、このうちの六億と申しますと大体一・七％ぐらいになります。そんな一般物資を扱つております。

○本岡昭次君 その中で、三十校の契約を今している学校の中における一般物資の供給の割合はどうですか。

○参考人(三石辰雄君) 恐縮ですが、三十校についての一般物資がどれくらいということとはちょっと持ちがしてありませんので、今までの実績から申しますと、東京都における一般物資は、主として調味料関係とそれから缶詰関係と健康会から供給される牛肉関係が大体主でございますので、今の全校平均一・七％を少し上回るかなという感じでございます。

○本岡昭次君 東京都がおいでになりませんので、責任ある答弁はいただけないと思ふんですが、話を聞けば聞くほど、なぜ私は学校給食会が中に入つてこうした請負の形態をとるのかということ

がわからないし、そのことによつていよいよ問題を複雑にして法律の疑義も招くようなことになつてゐると、こう思ふんですが、文部省に聞きますが、設置者は学校給食を、民間ということは今、私は反対ですが、やつてゐる中で、学校給食会というものが中に介在しなければこれはできないものですか。

○政府委員(古村澄一君) 学校給食会が中に介在する場合もありますし、しない場合もあるというのが現状だと思います。

○本岡昭次君 介在する場合はどういうメリットがあつてやると思われますか。

○政府委員(古村澄一君) これは個々の設置者なり給食会が考へになることでございしますが、したがひまして、どういうメリットがあるかということまで私申し上げかねます。ただ、現状としては、学校給食会がその委託契約の中に入つてゐる場合もあるし、直接、委託民間業者との間で契約がなされてゐる場合もあるということでございします。

○本岡昭次君 松浦全給連の会長にお伺いします、東京都で実施した、こういうふうな学校給食会が中に入つて、そして民間業者に下請方式をとつていくというやり方です。この方式をあなたが会長として傘下におさめておられる全国の学校給食会がこういう方式をとることを望ましいと考へ、これを普及させるということについて積極的な考へをあなたはお待ちですか。

○参考人(松浦泰次郎君) 全給連としては、先ほど申し上げましたように、会員団体相互の連絡提携を密にして、会員団体の充実強化と学校給食の改善充実に寄与するという目的のもとに、調査研究とか研究、協議あるいは情報、資料の収集、配付というようなことをやつておりました。指導、監督的な立場にはないわけでございします。それと、現在までにおきましての全給連の集まりにおきまして、東京都の方でそのようなことを計画されておるといふような話が出たことはございします、全給連としてはまだそのことについて調査研究し

たことはございせんので、全給連としての意見というものは現在ないわけでございします。

○本岡昭次君 もう時間がなくなつてしまひまして、学校安全会の事業の問題についても質問をしたいと、こう思つておつたのですが、これは内部のいろいろ改善の問題等でございますので、別の機会に譲らしていただきたいと、こう思ふんです。

今の学校給食の合理化問題ですね、文部省の見解はどうしても納得できません。そしてまた、今東京都に行われてゐるようなこのような方式でもつて学校給食の合理化が民間、下請という形で普及させられていくということに、私は、子供の命と健康にかかわつてゐる学校給食問題について非常に心配をいたします。単にこれは物を食べさせればよいということではなかつたはずですね、学校給食というのは、日本の将来を担う子供たちの心身の健全な発達、そして健康の保持増進、またもつと大きくは国民の食文化というふうなもの、あるいは食生活、こうした問題について非常に大きな展望を持ちながら進められてゐた学校給食である、こう思います。ところが、このような形で学校給食が派遣労働者の手によつて供せられるということ、学校長の責任も十分果たせなかつたというところ、学校の教職員もその事柄については直接かわりも持てないというふうな状況で、学校給食というところで学校の教室なりあるいは食堂でこれを食べさせなければならぬというのは、本当に何か悲劇ではないかと、こう考へるんです。文部省のひつと良識ある判断というもののによつて、このようなやり方で責任がとれないし質の低下を招くという問題について、ひとつ再考をしていただきたいし、十分な検討をしていただきたいということを強く私は要望をして質問を終わりたいのでございしますが、文部大臣の僕は率直なひとつ御意見をいただきたいんです。隣の局長に文部省としての考へをお聞きになるんじゃないかと、私身が言つたように、日本の将来を担う子供たちの心身の発達、健康の増進、あるいは国民の食文化あ

るいは食生活、そういうものを向上改善させていくために発足した学校給食というのが、こういうふうな形でこれから推移していくことがいいのかどうかという問題について、私はやっぱり政治家としての良識というものを発揮していただかなければならぬ状態ではないかというのを思ふのであります。

再度ひとつ文部大臣の御見解を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) 学校給食にとつて大事なことは、栄養があること、安全であること、そして子供たちの健康増進に寄与すること、こういったことが大事なことであります。それを的確に行うために民間委託じやいかぬというふうな御意見があるようでありましても、私は、一般論として言つて、いわゆる官、広の意味の官、役人がやれば立派で民間がやれば役人がやるのよりも劣るんだという、そういう考へ方は私は持つていないんです。やはり民間はいわゆる官と同様に責任感を持つて仕事をなさる。それが日本のすばらしさだといふふうに私は思つております。したがひまして、市町村を含めた広い意味の官がやれば大丈夫、民間に委託すれば危ないという、そういう私は前提には立てないわけであります。しかしながらやはり学校給食は設置者が責任を持つて行うことでありますから、そこで民間に委託する場合でも、大事な部分すなわち献立とかあるいは主要物資の調達とか、それは設置者が直接責任を持つてやらないと、その他の分野については設置者が責任をとれるような体制だけはきちつとしておきなさい、そういうことを前提にすれば、学校給食の質を低下することなく経費の節減合理化は図られるであらう、こういうことで私どもとしては、経費の節減合理化については結構なことでありまゝです。それは今申したようなことを踏まえてやる必要があるというふうな考へでおるわけでありまして、これからはもうそういう考へ方で、これは本岡先生とは考へ方が、スタートが違つてもいいかもしれませんけれども、そういう考へ方でおるわけでございします。

○高桑栄松君 私は、この日本体育・学校健康センター法案でカバーしてゐるもの、従来ともカバーされてゐたものでありますけれども、それを含めての学校の安全衛生に焦点を置きまして質問をさせていただきます。最初に、集団食中毒の問題を聞きたいんですが、最近の状況、それから原因、その対策、こういったことについてなるべく要領よく御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(古村澄一君) 最近とおつしやいますので、過去五十八年度から三カ年間、五十八、五十九年、六十年といたつて学校給食の食中毒の現状を申し上げますと、五十八年度は件数で二十二件、人数でいたしまして六千二百九十人、それから五十九年度は件数で十三件、五千三百人、それから六十年年度は件数で十四件の五千二百五十人というふうな状況でございます。大体これぐらいの数字が毎年の学校給食による食中毒の発生状況ではないかといふふうに思ひます。

なお、今度の原因でございますが、中毒発生の病因物質といふふうなことで申し上げますと、全体で五十三件の食中毒事件のうちで、原因が何だつたかといふことがわからないのは二十三件、それから病因が、病因といひますか、病氣のもとがわかりましたのが三十件で、その三十件のうちの半分以上の十六件がカンピロバクターといふものによります食中毒でございます。

以上、概要でございます。

○高桑栄松君 カンピロバクターというのは比較的新しく出てきた原因物質だと思ふんです。それまではどうか、日本全体で見ますとやっぱり腸炎ビブリオが一番多いんですね。これがトツプなんです。カンピロバクターは日本全体から見ると、多い方ですけども、そんなにひどく多くはない。四番目ぐらいの原因になつてゐますが、学校でカンピロバクターが多いといふのはどういふことかと思つてゐるんですが、その対策といふか、感染経路みたいなものについての解析された

御意見を承りたいと思うんです。

○政府委員(古村澄一君) この辺のところはなかなかわかりにくいことでございまして、カンピロバクターというのは、大体そういった細菌はどこに見られるかといいますが、鶏とか犬であるとか豚であるとか、あるいは牛であるといった、そういった動物に人間のほかには見られるわけでございまして。したがって、学校におきましてベットのいいますか、そういった動物から感染したのか、あるいは食肉にカンピロバクターが入っていたのかというところで、これについての感染経路はなかなか私どもでもはつきりつかんでいるわけではございません。

○高桑栄松君 それで、ちょっと件数で申し上げます、あなたがおっしゃったのは五千人とか六千人とおっしゃったですかね。私の持っている厚生省の指標、国民衛生の動向、昭和六十年、一番新しいのを見ても七千二百六十七、昭和五十九年です。それから摂取場所で見ると九千七百九十九人になってます。数字の食い違いはいいですけども、統計というものは同じようなデータに基づいてもらわぬと困るということなんですけれども、それでひとつこの数字で申し上げますと、原因施設別で見ますと、一件当たり百八十二人の食中毒です。それから摂取場所で見ますと、一件当たり百三十七。それはもうそのほかの原因だとか施設別でいくのから見ても圧倒的に多いんです。つまり学校給食による食中毒というのは一件当たりの被害が非常に大きい。それから幼弱者に対する影響というのはいくらも強くなりますから、成人と比べまして。したがって、食中毒についてやっぱり非常に重要視をしてもらいたいと思ってるわけなんです。この中には修学旅行時の食中毒が入っていないんです、たしか。ちょっとそれ承りたい。一年間の数字があれば、どれぐらいあったか。よく新聞に出ていますけれどもね。

と、こういう違いでございまして、これは厚生省の数字には大学の食堂、専門学校とか、そういったものも入っております。したがって、こっちは学校給食だけという形で言っておりますので若干内輪の数字になっていることを御理解いただきたいと思ひます。

それから、修学旅行におきます集団食中毒でございまして、これにつきましては数は把握しておりません。最近では六十年度の六月に小学校の移動教室で百二十人が腹痛、下痢をしたとか、あるいは七月に高等学校の、これは埼玉の私立高校の生徒が林間学校で九十人が発熱をしたというふうな散発した事例は聞いておりますが、総体的な数字をつかんでいるわけではございません。

○高桑栄松君 修学旅行というのは学校管理下です。ですから、それをつかないでいいというのには私には大変不思議なんです、やはりこれはこれからの統計の中でちゃんとつかんでそして対処していただきますと——修学旅行ではお昼を食べるのに朝つくった弁当を持って車に乗るといふこともあるわけだ。そうすると、四時間かかりますよね。食中毒の菌の分裂というのは十分で一個ぐらいいずつ倍々ゲームになっていきますので、大ざっぱにいいますとそうですから、四時間というともう大変な数になるんです。ですから、調理後の時間というのは食中毒と密接な関係がありまして、まず二時間以内でないと危険なんです。したがって、修学旅行というのは最も危険なんです。ですから、これからは、今ないというのがわかりましたから、ないという答弁というのは大変いけないです。ですから、これは持っていてもらわなきゃ困る。

恐らくこれは旅行中に入院をする場合もあるだろうと思うんです。そうすると、これは今の学校災害の給付の対象になるんだろうか、どうでしょう。

○政府委員(古村澄一君) 修学旅行におきます食中毒の場合は日本学校健康会の災害共済給付の対象になります。

○高桑栄松君 それから、カンピロバクターについて、どうも私ちょっと講義をするような癖がございまして、でもまあ商売柄そんなようなことになりましても、カンピロバクターの感染経路はわからないとおっしゃる。わからないければ対策が立たぬわけですよ。やっぱり推定しなければいけませんね。

まず、カンピロバクター、コリと書いてあるから、私よく知らなかったんです。しかし、カンピロバクター、コリというのは大腸菌の系統ですから百度で死ぬはずなんです。ですから熱が通っていれば感染をしないはずなんです。そうすると、熱を通さないものを給食したかということになるが、私はそれは考えられないんですよ。肉でしよう、鶏とかそういう肉なんですよ。そうしますと、結局調理したものは大丈夫と僕は見たい。そうでなかったら監督不行き届きです。もう一つは、そうすると生肉をいじくったその手かということなんです。それから、何か扱った食器かです。それしかないわけだ。あるいは水ということ、普通水を通してということ、僕ははないと思うんです。水道があつて消毒した流水がある限りはね。だから、結局は取扱者の手の問題かなと私今思っているんですよ。

それから、何か発症がある期間、四、五日かかっているというので私これ不思議だと思つていいます。普通、食中毒というのは毒素がどれぐらにあるかなんです。菌がふえて感染するのなんて問題でないんです。菌がふえて感染するのなんて伝染病なんです。菌がふえることが対象にはなっていない。だからカンピロバクターがもし四、五日も潜伏期があるんだとすると菌がふえるものかな。かな、そうするとこれは伝染病に近いものかなと私は今思つたわけ。例えばブドウ球菌なんて四、五時間で発症します。これはもう毒素の量なんです。ほかのものは皆そうです。ですから、少なくともカンピロバクターが対象であるとして、私は手の消毒それから食器の取り扱い、消毒ですね。要するに生肉から製品になってそれが盛

りつけをされる段階でどうなったかだと、私はそう思います。多分間違いないと思つています。大分考えてみたんですけどもね。だから鶏の体内で発見された、ベットの出ていたって学校でベットの飼っているわけじゃないでしょうか、だからこれはやっぱり学校管理じゃないかなと私は今思つております。

それから、民間委託というのを私が恐れているのは、今の本場の職員であればそれだけの責任というものがダイレクトにあるわけだ。民間委託をしてパートタイマーを使つたりそういうことが起きてくると、どうせパートなんだからという感じと有資格者の問題がどうなってくるんだらうかなと、こう思つておられます。だから、昔ですとPTAのお母さん方が給食の調理を手伝つてくださった、大変ボランティアでいいと思つていただいても、手の消毒その他が必ずしもみんな職業的に心得てやっていると、いいじゃない。したがって、やっぱり危ないんですよ、好きがあるというのと危ないというのはこれは別ですから。ですから私は、パートタイムとか民間委託で一番こわいのは安全衛生です。ですから、これに対して民間委託の場合に文部省としてはどう対応しようとしているかというのをちょっと聞きたい。

○政府委員(古村澄一君) 民間委託する場合にとはとにかく設置者が責任が持てる体制、したがって安全衛生の面でも設置者がその安全衛生について物が言い得る体制をつくつておくということ、前提にして民間会社との委託をしてほしい、するならばしてほしいというふうなことで御指導申し上げておりました。具体的にはやはりその民間業者の選別に当たっては責任の持てる会社を選ぶとか、そういった具体的な個々の市町村なり都道府県におきます判断というものが最優先するんではないかというふうに思ひます。

○高桑栄松君 一般の飲食店ですと、食中毒が起きますと保健所が調べて三日間ぐらいの営業停止ですよ。だから学校給食で食中毒が起きたときに営業停止はあるんでしょうか、どうでしょうかね。

○政府委員(古村澄一君) 学校給食におきまして民間業者が食中毒を起こしたときには、当然営業停止になります。

○高桑栄松君 余り細かいことはそれくらいにしたいと思いますが、一つ今気がついたのですけれども、米飯給食を今進めようとしていますね、一週間二回を三回にするというのだったかな。私が一番気にしているのはあの容器にくっついた御飯ののりです。あれは取るのをどうしているだろう、洗うことですか。洗淨です。

○政府委員(古村澄一君) これは大変具体的なお話でございますので私も詳細知っているわけではございませんが、二つありまして、一つは学校の中で御飯を炊いてそして配る、そうしますとそこは学校の中で食缶その他の等は学校の中で洗うということになるわけです。もう一つの傾向といましては、いわゆる炊飯をパン業者等に委託いたしておりますのが七〇%ぐらいの学校でございますが、そこにつきましては委託パン業者が炊飯しました米を学校へ持ってきて、そして後は空になった食缶を持って帰って全体の大きな食器洗い器でもって洗うというのが現状だろうというふうに思います。

○高桑栄松君 私が恐れているのは、洗ったと思っても御飯粒がついているということを書いてあるんです。自分のお家でやってみたらわかります。茶わんはよほど洗ったと思ってもよく見ると御飯ののりがくっついていっているものなんです。あれが一番いいのはヨードでん粉反応で、でん粉があれば直ちにヨードでん粉で青い色が出ますから、一遍抜き打ちにやってみたらいい、食器を百個ぐらゐ集めてばつとヨードでん粉反応をやったらすぐ出ますから、青くついたらでん粉がついているんです。ついているとそこには何か菌がついているかもしれない。ひよつとしてエイズなんというのがついていたらこれは困る。日本に上陸してきますけれども、小学校だってないとは言えませんが、そんなことがありますので、私は御飯給食が反対なんじゃなくて、米飯の場合の衛生

面がどうなっていくのかなと思つてね。これはもう私の注文でございますから答弁要りません。

それじゃその次に、栄養の教育の問題をちょっと聞きたいんですが、栄養改善法の栄養士設置規定によりますと、栄養士を一日何食の場合には置けとか、それから管理栄養士を置く規定がありますが、普通の学校給食の食数から言つと管理栄養士を置くのに大体該当するんじゃないかと思つたんですけれども、管理栄養士まで配置しているというのはどれくらいあるでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 現在学校給食業務に従事しております栄養士の数は大体一万八千人というところでございますが、そのうち管理栄養士の資格を持つている者は大体約二〇%ぐらいだろうというふうに思つております。

○高桑栄松君 そこで、先ほど本岡委員からも質問がありましたし、大臣も大変大事だと言つておられた健康、栄養の問題ですね。急性伝染病は今の医学ではうまくやればほとんどまず大丈夫なんです。慢性疾患とがんを加えて、そういう非常に慢性に移すものが我々の健康にとって問題になる。そういうことなんです。そうすると一番大事な今健康維持に問題になるのは栄養なんです。やっぱり栄養が一番私は健康の基盤の一つだと思つておりますけれども、その栄養を五十二年でしたか文部省の改訂指導要領の中で、特別活動の中で学校給食の指導というのがあるようなんです。そのとき一般の教師が教員養成課程の中で栄養学を習っているか、どんな程度のことを習っているかを伺いたい。

○政府委員(阿部充夫君) 学校の関係での教員になる場合の免許制度の中でそれだけの科目を履修しているかというお話であらうかと思ひます。

通常教員になります場合には、教職単位というのを、例えば中学校の教員等を、一級の免許状といたしますと十四単位ぐらゐ取らなければならぬという仕組みになっておりますが、そういう中で学校保健という科目を設けて、これは必修ではございませんけれども、その学校保健とい

う科目を選択履修をさせる、こういう方式になっております。

先生おっしゃる栄養の問題は、この学校保健の中で取り上げていく、各大学の先生方が実際に講義しておられる中身を全部調べるということもいたしかねますので詳細に存じませんけれども、まあ、取り上げられているんではなからうかと思つております。そのほか保健体育等の専門の教員になる場合には、もちろん専門科目としてそういうものを履修してなっていくことになるうかと思つております。

○高桑栄松君 私がその面に触れさせていただきたいと思つていたので今イントロしていたいたので大変よかったです。

世論調査を見ましても、もう成人の六〇%以上は健康を第一に置いています。健康というのは私たちのやっぱり今一番関心の深い問題なわけです。したがって、子供のときから健康教育をする必要があるということでありまして、今局長さんが言われた学校保健ですね、これは私が大変若いとき、大学を卒業したところでありまして、師範学校で師範衛生というのを突然頼まれて教へに行つたんですよ。それで師範衛生を男女全部やつておりまして、あのころ必須でございました。昭和二十四年でしたか、これが外されたという経緯がございます。で、日本学校保健会——私も会長をいたしました、日本学校保健会ではもうつとにこの問題を取り上げて、ぜひすべての教師が必須科目として学校保健を取り上げて必須科目とすべきであるということを言い続けてきたわけですが、最近のこのモラルの低下を考へてみますと、やっぱり健康教育——健康というのは生命の尊厳が基盤にあるわけで、そういう健康教育を教へることによつて生命のとうときいつの間にかちゃんとアプローチしていると、そういうことをよく教へることによつて子供たちはお互いの健康を損ねちゃいけない、つまり、生命の危険を及ぼすようなことがあつてはいけないと、そういう生命の尊厳に対すること、それから、動物、植物を含めて

かもしれませんが、生き物に対する愛情といったものも出てくるのではないかと。こういうことを考へますと、単に何というか、学校の保健の分野の先生方が主張しているだけじゃなくて、今や、やはり非常に重要なモラルの問題とも含めて、今の栄養を含めて学校保健というものを教員養成課程の必須科目にしたいだけなものか。私、昨年の七月の社務委員会でお話し申し上げて一応御返事もいただきましたけれども、もう一度承りたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 先生十分御案内のことでございますけれども、戦前は教員の養成は師範学校を中心にするという仕組みでございました。これが、戦後のいわゆる開放制ということになりました。戦後の大学でも必要単位を取れば教員になれるという仕組みにいたしましたわけでございます。

私どもの立場からすれば、できるだけ教員になる人々には必要な科目を全部学生時代に学んできてほしいと思つたわけでございますけれども、また他方、開放制の原則ということで、一般の大学の卒業生にも教員への道を開くということになりますと、教員の免許制度上課する単位制というのにおのづから限度が出てくるというふうな問題もございまして、先ほど申し上げましたように、例えば中学校の場合でございますと教職科目というのは十四単位というふうなふうに定められております。まあ、この程度ならば一般の大学で履修できるだろうと。しかしながら、その教職科目の単位を教育原理とか心理とか、一番基本的な部分だけをやつていっても、もうそれでほとんど足りなくなつてしまふというふうな状況がございまして、そういう意味で、この問題大変ジレンマを私も感ぜている問題でございます。

先生おっしゃつていらっしゃる意味での必要性というのとは十分わかるわけでございますけれども、なお臨教審等でも今教員の養成、免許の問題等もどうしようかというふうな御議論もいただいております。

ります。そういった状況も踏まえながら、直ちにどうするというお答えがいたしかねるわけでございませうけれども、なお勉強させていただきたいと、かように思っております。

○高桑栄松君 まあ、今のような御答弁いただいたわけですが、文部大臣、この問題についてどうお考えでしょうか。ぜひ私は進める方向でひとつ検討してもらいたいと思っておりますけれども、○国務大臣(松永光君) まあ、教員、なかんずく小学校、中学校などの教員は発育段階、成長段階の子供を相手にして教育をしていくわけでありまして、当然のことながら健康の問題、保健の問題、そういった問題について知識を持っている人の方が教員としては望ましいだろうというふうに私は思います。臨時教育審議会の方でも、これからの教育の中で議論すべき項目の一つとして健康教育というのが取り上げられておるようでありまして、私は結構なことだというふうに思っております。

そこで、小中学校等の教員のすべてに学校保健についての勉強をしてもらい、それを履修した者のみが教員免許資格があるようにするという問題でございまして、先ほど局長がお答えいたしましたように、現在の我が国の小中学校の免許制度のもとで直ちにそれをやっていくということはなかなか難しい問題があるわけでありまして、しかし、冒頭申し上げたとおり、先生の御意見ごもっともでありまして、成長過程、発達過程の子供たちを対象にして教育を行う教員については、健康保健、こういったものについてそれなりの勉強をしていただいております方が望ましいわけでありまして、そういう意味では先生の御指摘は極めて傾聴に値するものだと考えるわけであります。今後の研究課題として承っておきたいと考えるわけでございます。

○高桑栄松君 大変どうもありがとうございます。ところで、今度は栄養の問題に戻りますが、栄養基準が、今度日本人栄養所要量、それが最近変わ

わったわけでありまして、学校給食に関係した栄養量の基準も十四年ぶりに改定されるというふうになっておりますが、その目的について伺いたいと思っております。

○政府委員(古村澄一君) 現在の学校給食の所要栄養量の基準といえますのは、昭和四十六年に定められたものでございまして、その間の各種の調査を見ますと、国民の食生活は改善されておりますが、一方熱量の過剰摂取等の新たな問題が生じております。

(委員長退席、理事杉山令肇君着席)

と同時に、昨年厚生省の日本人の栄養所要量改定というものもなされておまして、こういった周囲の状況を見たときに、現行の学校給食の所要栄養基準についてやはり検討を加える必要があるのではないかとということで、現在保健体育審議会専門家の方々に御審議を願っているというのが現状でございます。

○高桑栄松君 過剰栄養というお話がございましたが、カロリーはたしか下げる方向にいくんではないか。いかがでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 総体のカロリーそのものは若干下がる方向にいくと思っております。

○高桑栄松君 まず、カロリーが下がるということとは、過剰栄養と言っても三食のうちの一食でございまして、それからカロリーそのものは我々も食ったものが全部計算とおり一粒も余さずカロリーとして吸収しているわけではございませんで、あれ若干アバウトなんです。いわゆるアバウトなんです。ですから、私はそんなに二段階を三段階にするというけれども、かえってわずらわしいような感じがしないではないんです。しかし特に反対というのはいまありませんが、ただ、カロリー減というのは質の低下につながるまいだろうかというところが一つ考えられることで、もう一つはそういう改定が父兄の給食費の負担にどうかかわってくるんだらうかということを伺いたいと思っております。

○政府委員(古村澄一君) 現在、審議いたしてお

りますのは、考え方としては小学校におきます基準の区分が、現行は高学年と低学年で二つでございまして、これを高・中・低学年と三つに分ける。そういったことにしたいということ、熱量が全体にとり過ぎであるというふうなことから若干カロリー減になるということでございまして、そのことから学校給食費の経費に運動が来るかというところは、申し上げますとこれは運動はしないだろうというふうに思っております。

○高桑栄松君 ところで、先ほどたしか質問の中に出ておったかと思いますが、本センターが行う学校給食用物資の供給業務の縮小というのがありましたね。これはどういうことなんでしょうか、ちよっと伺いたいと思っております。

○政府委員(古村澄一君) 本センターといえますのは、日本学校健康会におきましては、指定物資のほかには承認物資として一般の物資をあっせんをいたすという仕事をやっておりましたが、これは歴史的に見ますと大昭和四十年代の後半のころはゆるいオイルショックの時期、大要物資がなくなったとき、あるいは物価が目覚ましく高騰していった時期に、なるべく大量に買ってそれを学校に物資が安定供給されるようにということから始まったわけでございまして、したがって、現在の状況を見たときに、そういった状況がないとすれば、それはもうある程度のもは民間ベースで民間の方々に任せたいのではないかとというふうな御指摘を各方面からいただいておりますので、そういった方向で手直しを今現在されている。しかしながら、承認物資といまして、その中には日本学校健康会なるがゆえに外国からある程度安い値段で買ってそれを子供に供給できるというメリットもあるわけでございまして、そういったものについてやはり日本学校健康会が果たさなければならぬ部分は残っているんだらうかというふうに思っております。

○高桑栄松君 お話を聞けばもともと今思ったのですけれども、十四品目が十品目になるのかしたかね。そういうことはそれ以外のものは面倒

だから使わないとかいうような感じでやはり質的に低下を来すということがないんだらうか。それがちよっと私には懸念されるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) そのことから、承認物資をある程度減らしていったことから質的な低下を来すのではないかとすることは、今の市場の状況を見ればないのではないかとこのように思っております。

○高桑栄松君 それでは、学校安全の問題をまずこれから伺いたいと思うんですが、学校安全会が設立されてから何年になるんですか。

○政府委員(古村澄一君) 学校安全会が設立いたしましたのは昭和三十五年でございまして、大抵二十五周年を過ぎたしております。

○高桑栄松君 まあ、二十五年と言うと大変な年月だと思っておりますが、この学校安全会、今学校健康会ですか、そちらに加入している状況、それから給付の件数、その総額、こういったものをちよっと伺いたいと思っております。

○政府委員(古村澄一君) 六十年度の加入状況で申し上げますと二千五百五十五万人でありまして全児童生徒数の九六・八%が加入いたしております。

災害共済給付の状況でございますと、昭和五十九年度におきます状況を見ますと百三十五万件、金額にいたしまして百三十二億円ということでございます。その内訳を見ますと死亡が二百五十六件、金額にいたしまして二十四億円、傷害が一千四百三十五万件、金額にいたしまして十七億円、負傷疾病が百三十五万件、金額にいたしまして九十二億円というふうな相なっております。

(理事杉山令肇君退席、委員長着席)

○高桑栄松君 今のトータルから加入率がわかるかと思いますが、未加入者数のパーセントと未加入者数をちよっと伺いたいと思っております。

○政府委員(古村澄一君) 未加入者数は約八十三万人でありまして、約三%ということに相なります。

○高桑栄松君 二十五年たっているわけですが、一〇〇%加入しないという理由と未加入校、したがって未加入者数の内訳、どんな学校が入らぬのかとか、そんなことをひとつ伺いたいと思います。

○政府委員(古村澄一君) 未加入の理由といふと、大体女子の学校とかあるいは保育所といふのはあまり事故がないということから設置者側で入らなかつたといふのではないかと、入つてないのが現状であらうといふふうに思ひます。したがつて小学校でいきましたと私立の小学校、それから中学校も私立です。それから公立につきましては全部一〇〇%でございますが、そういった点が散見されます。

○高桑栄松君 なるほどやっぱりあれですかね、私立と女子が未加入の方が多いということですか、わかりました。

それで、今の給付件数が出ておりましたが、いわゆる給付率というのはいくらぐらいのパーセントになるんでしょうかね。

○政府委員(古村澄一君) 約五%だといふふうに思ひます。

○高桑栄松君 それで、当然加入を促進するように指導しておられるんだと思いますが、その加入促進策というのはございますか、やつておられるのはどんなことをやつておられますか。

○政府委員(古村澄一君) 日本学校健康会の災害共済給付を受けられるという体制がつくつてあるのでございますから、できるだけ各学校が入つてほしいといふことで財源的に見ますれば、いわゆる掛金の設置者負担につきましても財政的な措置をしてあるわけでございますので、そういったことをしてあるといふことを私立学校の方々にもPRしながら、これについての加入について御理解を求めていきたいといふふうに考えているわけでございます。

○高桑栄松君 そうすると、未加入者八十何万とおっしゃいましたね、その約五%が給付率をそのまま適用しますとまあ、女子が少なくとかといふことがあつたかもしれませんが、大ざっぱに目

の子で言うと五、八、四万人ぐらいの人が給付の対象というものがあつたわけですね。これは現実にはどうなつていふんでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 現実にはどうなつていふかといふのはなかなか私もここであれですが、これは推測の域を出ませんけれども、結局は健康保険で、家族療養費でもつて治して、そしてそれは大体三割が自己負担でございますから、三割の負担はそれぞれの保護者がやつておられる、そして医者にかかつていふんではないかといふふうに思ひます。

○高桑栄松君 たしか義務教育関係ですと、年間四百円でしたかな、負担が。それで、自己負担が半分だつたですかね、いかがでしたか。

○政府委員(古村澄一君) 御指摘のとおり、四百円で自己負担が半分でございます。

○高桑栄松君 そうすると、やつぱり自己負担三割から見ると随分病氣になつたりなんかしたときには助かりますね。だからやはりこれは加入を促進していくのが本当でないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) そのとおりに思ひますので、今後努力をいたしたいといふふうに考えます。

○高桑栄松君 同じく未加入なんです、一般大、それから専修校、各種学校は加入をさせてないわけですかね。その理由はどのようことでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) おっしゃいますように、大学あるいは専修学校におきます事故につきましてはこれは対象といたさないといふことになつておられますのは、学生や生徒の災害の実態が大変さまざまであります。そして、学校等におきまして小・中・高等学校などとは比べまして非常に事故の状況等の把握が困難である。大学ですとかあるいは専門学校ですとか、学生の方が主體的に動いておられますから、そういったこともありまして、あるいは管理体制も異なる面が多いといふこともありまして、現在災害共済給付の対象にはい

たしてないというのが現状でございます。

○高桑栄松君 しかし現実には、特に理科系なんか実験室で爆発をするとか火災を起こすとかで、非常にまれではありますがやはり事故が起きているわけですが、そういったことは各大学では何らかの処置を講じていると考えていいんでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) まず大学生にかかります保険制度につきましては、昭和五十一年度から財団法人学徒援護会が損害保険会社との間に結ばれて学生教育研究災害傷害保険契約を締結いたします。そして、教育研究中及び課外活動中におきます学生の災害につきましては、死亡見舞い金、これは最高で千二百万円でございます。それから後遺障害保険金、最高で千八百万円及び医療保険金を支払うという制度が実施されておりました。

この保険に加入しております学生数は、大体全学生の五五%に当たる生徒が入つていふというのが現状でございます。

なお、専修学校はどうなつていふかと申し上げますと、専修学校及び各種学校の生徒につきましては、昭和五十六年度から財団法人専修学校教育振興会が損害保険会社との契約を締結いたしました。大学生の場合とはば同様の災害傷害保険制度も実施いたしておるわけでございます。

以上でございます。

○高桑栄松君 各種学校はありますか。

○政府委員(古村澄一君) 各種学校の加入率につきましてははちよつとここに、手元にございませんで御容赦願ひたいと思ひます。

○高桑栄松君 私が質問いたしましたのは、学校管理下といふのに限定すればやつぱり同じように今の新しい法案のもとで加入させることができないのではないかと気がしたものですから承つたんですが、将来ともにそういうことは考えていないんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 遠い将来の話になりますと、別問題でございますが、現在、五十一年度あるいは五十六年度より大学生あるいは専修学校の

生徒に対しますそういった保険契約を進めている最中でございまして、今しばらくこの制度でやらしていただきますといふふうに考えているわけでございます。

○高桑栄松君 次に、突然死の問題を伺いたいと思ふんですが、突然死発生状況を、解析といふか、教えていただきたいと思います。

○政府委員(古村澄一君) これは五十九年中に日本学校健康会が死亡見舞い金を支給いたしましたもののうち、突然死にかかるものといふことでは百五十五件でございます。

発生状況につきましては、各教科の授業中のものが六十三件、特別活動中のものが二十五件、課外活動の指導中のものが三十四件、休憩時間中のものが二十二件、その他通学中などのものが十一件といふことでございます。発生原因につきましては、心臓系疾患によるものが百二十四件、外傷によらない脳出血、脳内出血によりますものが三十一件といふふうに把握いたしております。

○高桑栄松君 そうすると、死亡者の中で突然死の占める割合というのはさつきよくわからなかつたんですが、どれくらいになりますか。そしてその突然死のうちの心臓死が百五十のうち百二十だったかな、七割ぐらいですかね、その割合を聞きたいと思ひます。

○政府委員(古村澄一君) 死亡者の中に占める突然死の割合は大体四〇%ぐらいだろつといふふうに思ひます。

○高桑栄松君 その四〇%のうちで、心臓死といふか、心臓死の占める割合はどうですか。

○政府委員(古村澄一君) ざつと見ますところ、突然死のうちで心臓系疾患で死にますのが八〇%でございますから、全体の死亡の四〇%ですから、四割の八〇%、三二%といふことに相なります。

○高桑栄松君 災害共済給付における認定といふことをちよつと聞きたいんですが、例えば帰宅後の突然死はどうなるのかといふことなんです、今のお話の中で、何か帰つてから亡くなったのも入つていたかなと思ひましたが、いかがでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 災害共済給付の対象にいたしますのは、学校のところで突然死したのもちろん入ります、学校の中でその兆候が出たということ、気分が悪くなつてうちへ帰つていったということによつてそれで死んだというふうな、顕著な兆候が学校の管理下で出たものについては、これは対象にいたします。

○高桑栄松君 このごろ新聞で大変関心を集めている問題、いじめでうちで自殺したというのがありますが、ああいうのはどこに入りますか。

○政府委員(古村澄一君) 自殺につきましては死亡見舞い金の対象にいたしてありません。したがって、今のようないじめというふうには災害共済給付の対象にならないというふうに入ります。

○高桑栄松君 このうの新聞によりますと、十一月二十七日読売ですが、校内暴力に悩んで自殺をした教師の死は公務と認定された。そうすると、今の判定が違つたように僕は思うんで、いじめが原因であるとか明かにわかつている場合なんかにはやっぱり公務と同様に認定されるのではないかと

いうふうに思つたんですが、いかがですか。

○政府委員(古村澄一君) 突然の具体的な御提案でございまして即座に考えがまともでないんですが、なかなかその自殺が学校の管理下におきます事故であるとの結びつきというのを説明することは非常に困難だということでございます。

それは言ひましても、今おっしゃつたように、先生の方は公務災害の死亡認定したではないか、なぜ子供の方はそういつた——バランス論ということに相なります。したがつて、そういうことが果たしてきちつと説明できるかどうかわかりませんが、これはひとつ研究の課題とさせていただきますというふうに思ひます。

○高桑栄松君 死亡見舞い金のことなんですけれども、他の原因によるものの半額になつていましたね、千二百万が六百万ですか。この差は何でそういうふうになるのでしょうか。理由を聞きたいんですけれども。

○政府委員(古村澄一君) 大体突然死といひます

のは、先ほど申し上げましたように心臓系疾患であるとか、あるいは脳出血であるとかいうふうなことが主体になるわけでございますが、これは本人の持つております素因というものが非常に大きく左右する。したがつて、学校の管理下におきます事故というものを災害共済給付の対象にいたしておりますことから言ひますと、素因を持つていて、ほかの死亡事故との関係においては若干優劣をつけるべきではないかということが第一点でございます。

なお、突然死でありましても、体育活動等の教育活動中に外部衝撃とかあるいは急激な運動とか、そういうことがあつて心臓発作で死んだという場合には、これは当然死亡見舞い金の全額を支給するという建前をとつてゐるわけでございます。

○高桑栄松君 ところで、今度防止対策の方に話を移したと思うんですが、既往症としての心臓疾患があるのを突然死の中で把握しておつたというのはどれくらい割合でありますか。

○政府委員(古村澄一君) そのまでの資料は持ち合わせておりません。

○高桑栄松君 それでは、提起をさせていただきますけれども、日経の六十年十月九日のに突然死のことが出てゐる記事があるんです。それを見ますと、心臓系で突然死、これ昭和五十八年のもので、昭和五十八年が死亡が過去最高であつたと書いてあります。突然死が増加してきたと。それで、そのほかにはこの中には日本海中部地震、昭和五十八年五月、それに十三名の小学生が入つてゐるということがあつて最高であつたと書いてあります。突然死のうちの心臓系が七五%、さつき八〇%とおつちやつたから非常に接近してゐますね。それから、その七五%の心臓系のうちで既往症を把握されてゐるのが二一%と書いてあるんです。

それで私は、アメリカの医師会が発表した中に、例えばジョギングだなんだで突然死んだのがあるわけなんです。それを全部解剖したりして全部調べた結果、ほぼ半分は予診をきつちりやると何らかの兆候がつかめたんだといふんですね。ですから私は、二一%といふのは本来もつと予診をきつちりやればつかまえられるものではないか、やっぱり半分ぐらいいけるんじゃないかと思ふんです。そうすると予防できるわけですね。だから、把握したのに二一%がアフターケアが悪かつたんじゃないかと、つい私は私の予防医学の立場ではそう言いたくなる。ですから、私は予診を重視してもらいたいと思つてゐるのと、後で心機能検査のお話をさせていただきますけれども、予診というものはなまはんかのお医者さんでは僕はだめだと思ふんです。やっぱり心臓循環系の専門家でないと面倒じゃないかと思ふんです。ですから、そういうためには、これは例えば先天奇形みたいなことを小学校の場合は考えますね。ですから、これ一遍はきつちりチェックされれば、三年後も五年後も同じわけですから、そんなに心臓疾患は、結核だつて今一年目やつたら小学校四年にやるとか。ですから、毎年やる必要ないんだ。ですから、最初のときにきつちりやりさえすればある程度スクリーニングができるんです。そういう専門医を導入して予診である程度チェックをする、そういうお考えはないかということなんです。

○政府委員(古村澄一君) 心臓疾患についてはおつちやいますとお事前防止をするということとがどうしても必要だろうということ、昭和四十八年から心臓の疾病及び異常の有無の検査につきまして健康診断の検査項目に追加いたしましたわけでございますが、それと並行いたしまして、必要に応じて心電図検査を行うよう指導をいたしました。また、日本学校保健会に對しまして心臓検査の実施方法についての調査研究をいたしました。といひます。心電図検査をコンピュータで読み取るといひますか、そういうことについて現実問題実施できるかどうかといふことの研究を委託いたしました。大体それがやれるのではないかと

いふところまで現在來てゐるわけでございます。

○高桑栄松君 その心機能検査は心電図だけじゃなくて心音図というのもあるんですけれどもね。私も現役の衛生学の教授時代に大変関心を持ちまして、私自身も若干手をつけましたが、大変まじめにやつてくれたスクリーニングの大家がいろいろ日本じゅうあつちこつちおられまして、発見率がどうだとかやつておられるんですが、今言つたような心音図、心電図、それから負荷心電図、こ

ういつたようなことで、今の自動診断というふうなことが入りますと、どれくらいでしょうか。一つ五、六百万でしようか、何も一校に一個置く必要はありませんから、読み取つておいて後検査機にかけていつてそれでスクリーニングできますよね。ですから、それはぜひ私はやつてもらいたいと思ふんですが、現在心電図検査——心音図はやつていませんね。心電図検査を実施してゐる小・中・高のパーセントを伺ひたい。

○政府委員(古村澄一君) 心電図検査の実施状況につきましては、昭和五十九年度におきまして小学校においては七四・八%、中学校においては七〇%の学校が実施をいたしておるわけでございます。

○高桑栄松君 今何年とおつちやいましたか。

○政府委員(古村澄一君) 昭和五十九年度でございます。

○高桑栄松君 五十七年文部省答弁というのを僕はもつたんですが、これ小学校で五四・六%と書いてあるから二年間で七〇%行つたんですか、随分進みましたね。ああ、そうですか。高等学校は出ていないんですか。

○政府委員(古村澄一君) 高等学校は調査をいたしておりませんので申し上げかねますが、傾向から見れば中学校よりも高い率を占めるだろうと。それで、今お話にありましたように、二二、三年のうちに非常に進みましたのは、やはり日本学校保健会におきましてそういうコンピュター読み取りといふことで進めていつた結果ではないかといふふうに思ふわけでございます。

○高桑栄松君 今の件は確におつしやるように高等学校で突然死が多いですわね。運動もあるか、そういうこともあるでしょうが、そのせいか実施は確かに中学よりも昭和五十七年度で見ても二〇%以上も高い。ですから高等学校はもっとやっているんでしょね。

そこで、今度はプール事故なんかも、まあ、このころは新聞には余り出ないようですが、昔よくあったと思つていますが、そういうプール事故等に即応するための蘇生法の訓練というのはどんなふうになっておりますかお伺いしたいと思つています。

○政府委員(古村澄一君) プール事故におきます蘇生法ですが、最近日本蘇生学会等から救命のためには心臓マッサージ法も加えた心肺蘇生法をすべての教職員が習得する必要があるというふうな助言を受けましたこともありまして、同学会の企画によります教職員のための心肺蘇生法の手引、それから同じビデオの編集に文部省といたしまして協力いたしましてまいりました。したがって、今後におきましてはこれらの資料を活用いたしまして心肺蘇生法の普及を図つてまいって学校での事故防止に当たりたいというふうな考えておるわけでございます。

○高桑栄松君 心肺蘇生法を一生懸命やっていただと心配ないということにならうかと思つています。

実はこれもきのう十一月二十七日の朝日新聞なんです、給食に便糞、下剤を入れて一クラス二十六人のうち二十四人が被害を受けたというのがあるんですね。それは給食運ぶのに女の子が、三人の男の子が嫌がらせをしたので、これをやるために入れたというんですね。これも読んでみますと、舌やのどにひりひりした痛み、のどが赤くはれたというんですね。これも読んでみるとあるかなと思つて、まさか座薬を入れたんじゃないだろうかと思つたり、よくわかんないのですけれども、本当にこれ下剤なんだろうかと思つて読んでみましたが、しかし重要なことは、農薬バラ

コートの混入、睡眠薬をまぜてやるかというふうなことを考えたが、入手難であつたというんですね。ですから、これからのこういう嫌がらせに対する対抗だとかというふうなのは、今の給食なんかを利用しますと、運ぶ途中ですら大変なところだと思つてます。ですから、今どうしますかと言つても、皆さんお困りでしょうが、だから給食というのとは、とにかく一対一じゃなくて、一対クラス全体とか、バケツ一杯全部ですから、これはもう怖いんですね。ですから、これは聞きようがないかな、こういうことが出たということですね。どうお考えになりますか、あるいは対処の方だな、どんなものでしょうね。

○政府委員(古村澄一君) その新聞記事も私も見ておりますが、大変嘆かわしいことだと思つておると思つております。いわゆる給食といふものは、いろんな手を経てきてくるんでございまして、それから、そういう過程を考えれば、ある時期には何か悪さをたくらもうとすればできる過程があるわけございまして、これにつきましてもやはり児童、生徒につきましても、そういう給食の持つてくる意義あるいは人間の健康の大切さというふうなもの、基本的には生活指導全体の問題であらうかと思つて、そういう指導を繰り返していくのが一番早いんじゃないかというふうな思つておるわけでございます。

○高桑栄松君 それでは、もう一、二分、もう一つだけ聞きたいと思つたのは、体育研究研修センターなんですけれども、皆さんいろんなことをお伺いになったんで、私聞きたいのは、研究というのだから、この研究テーマは具体的に何かお考えであるかどうかということなんです。

○政府委員(古村澄一君) これは、体育研究研修センターにおきます研究テーマというものをどういうことをしたらいいかということで、昭和五十八年にその研修センターそのものの懇談会、どういったものをやつていくかという懇談会の中で御研究いただいた中を見ますと、いろんなことがございまして、例へば主として競技力向上に

関するものから言えば、競技選手のトレーニング方法の研究、開発であるとか、あるいは運動技術の開発、指導法の研究であるとか、あるいは国民スポーツでいきますと、年齢、体力、健康度に応じたスポーツの研究、開発であるとか、そういうかなり幅広くいろいろなものを研究したらどうであらうかという御提案をいただいております。したがって私たちがいたしましては、これを軌道に乗せていきますには、こういいたいだきました御提案をもとにしながらどういった研究部門を設けていこうかというのを考えていきたいというふうな考えるわけでございます。

○高桑栄松君 最後は要望だけですけども、私はやはり自分の専門の立場上、予防医学の立場で安全衛生に重点を置いてお話をさせて、質問をさせていただきましたが、私が今申し上げたのは、気のついたことをお話ししたのでございまして、もつといろいろあるんじゃないかと思つて、ですから十分、新しい法案がもし通つて、また新しい体制でやりになりますとすれば、一番大事な面はやっぱり安全、衛生だろうと思つて、それに最重点を置いてひとつ運営の指導等をしていただきたいということを希望いたしまして私の質問を終わらさせていただきます。

○吉川春子君 日本学校給食会と日本学校安全会を統合して五十七年に日本学校健康会が発足したけれども、九十四国会で参議院文教委員会での趣旨説明で次のように述べられております。「行政機構の合理的再編成を図る観点から、日本学校給食会と日本学校安全会とを統合し、それらの業務を総合的に推進することにより心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資するため日本学校健康会を設立することとし、この法律案を提出する。給食会と安全会に分かれていた時代に比べて、健康会に統合されたことで児童、生徒の育成にどういう成果を上げたかという点については、先ほどの御答弁で、骨折と栄養との関係を調査してその研究が進んだと述べられていますけれども、何回かの国会審議を経て成立した法律の成果としては

さきやかに過ぎはしないかとの印象を私は持ったわけですね。

そこで災害給付あるいは学校給食物資のあつせんという本来の中心的な業務で、この学校健康会になってからこういう成果が上がったという点はないのかどうか、そこをお聞きします。

○参考人(松浦泰次郎君) この統合によりまして学校健康会としましては従来の安全会、給食会の事業を継承、さらにそれを発展させるという使命があつたわけでございまして。そのようなことで先ほど申し上げましたこと以外としましては、財政の非常に難しくなつた状況におきまして、どのようになんか対応しながら、給食の本来の使命達成のためにいろんな努力をしてきたというふうなことが一つ言えるかと思つています。

それから米飯給食の問題にしましても、国の食糧政策というふうなことも関連しまして、非常に長期的な日本の発展を考えた上での政策であるわけでございますが、これをやはり普及していくというところで、最近伸び率は微々たるものでございまして、そういうふうな米飯給食の普及も少しずつ進めてきたというふうなことがございまして。

それから安全関係の給付としましては、これにつきましても一般的に非常に支持をいただいておりますと私も考えておりますが、給付水準の引き上げというふうな重要な課題がございまして、そういうことにつきましても、昨年、重度障害者に対する見舞金の引き上げを、これは文部省の御指導、お力でございますけれども、やっていたいたというふうなことがございまして。その他普及活動等につきましても順次できる範囲におきまして努力をしてまいつておるということが言えるかと思つた次第でございます。

統合によりまして新しいこと、施策を進めるといふことも大事ではあるわけでございますが、そういう従来のままに非常な大きな二つの柱をより発展させていくということにかなり力を注い

できた、これが連携動作ということも影響しましてやっていたのではないかとというような気持ちでいる次第でございます。

○吉川春子君 統合してもなくてもそういう事業は引き続きおやりになつてきたらどうと思ひますが、この二つの法人を統合されたことで法人の役員とか運営委員は何人減つたんでしょうか、簡単にひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(古村澄一君) 安全会の場合は、常勤役員が三人、非常勤役員が三人でありまして、給食会は、常勤役員が四人、非常勤が三人でありました。それで健康会の統合によりまして常勤が五名となりまして、非常勤が三名と相なりました。差し引きしますと、常勤役員二名、非常勤役員三名の削減が行われたということに相なっております。

○吉川春子君 二つの法人が統合されたことによつて理事長が一人になつたわけですが、それとも何かがあるのでしょうか。二つのそれぞれ理事長がいてお二人でやっていたことを一人でおやりになるようになって、仕事の身はどうなつたんでしょうか、忙しさとか、その他端端にお答えいただけますか。

○参考人(松浦泰次郎君) 私は統合しましてから健康会の理事長に就任しまして従前の状況がよくわからないのでございますが、やはり多方面になつただけ若干理事長の負担がふえたんではないかという感じがいたします。しかし仕事の仕方としましては、専決処理とかいろんな方法がございまして、一番根本はやはり全職員が本気で取り組むということがこの団体の成果に影響するのではないかと思つた次第でございます。

○吉川春子君 二人でやっていたことを一人でやりになるようになったから大変になつたと思ひます。今度三人でやっていたことを実質一人でやりになるような改正ですから、もっと大変になると思ひます。今のお答えと、それから今度の法案によつて合理化されることをあわせますと、かなりの役員の数が減つて、やはり仕事の内容とい

うのは大変な事態になるのではないかと私は思つてわけなんです。

この法案の文部大臣の提案理由は、学校健康会のときより後退してございまして、両法人は密接な関係があるからと言つて、統合すれば新しい法人の活動面などという前進があるのかといふことを趣旨説明では一言も触れられておりません。臨調に言われたからやるというだけでは文部省の主体性が余りにもないではないかと思ひますけれども、今回の統合によつてこの事実上三つの法人といひますか団体の仕事さがさらに前進するといふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) この両法人の統合の契機といひますのは、あくまで臨時行政調査会の答申をいただきました。政府はこれを実行するということに相なつてゐるわけでございますが、私たちといたしましては、両方の法人がそれぞれ国民一般の健康なり、あるいは体力の増進ということに共通のな仕事をやっておりますので、一つの法人になりましたらやはりいろいろなプロジェクトを組んでこういった新しい法人としての新しい仕事をやっていきたいといふふうに向つてございませう。

○吉川春子君 余り展望のないようなお答えといふふうに私は受けとめました。

文部省はさらに臨調行革審に言われたからといつて、この一月に「学校給食業務の運営の合理化について」という通達を各都道府県あてに出しました。これによつて学校給食は教育の一環であるといふ文部省の従来の方針は転換を余儀なくされると私は考えざるを得ないわけですね。その通達の中で、「学校給食業務の民間委託を禁ずるものではない」としてゐるわけですが、これは地方公共団体の所有する調理施設内に民間給食業者から調理員を派遣して調理作業をさせてもよいといふふうに読んでいいわけですね。

○政府委員(古村澄一君) おっしゃるような例もいひではないかといふことでございませう。

○吉川春子君 学校給食法の第四条に「義務教育

諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」といふ規定があるんですが、これが形骸化することはありませうか。

○政府委員(古村澄一君) 具体的な学校給食の運営業務を民間に委託しようといふと、そこにおきまして学校給食は設置者が開設をいたしているということに相なるわけございまして、学校給食法の当該規定が形骸化するといふふうなことには相ならないといふふうに向つてあります。

○吉川春子君 学校給食については地方公共団体が責任を持つ、それはいいんです。

○政府委員(古村澄一君) 学校給食につきましては、児童、生徒に学校給食を提供するということについて地方公共団体が責任を持つということでございます。

○吉川春子君 その場合、先ほどの問題とも重なるわけですが、調理員はだれの労務指揮を受けるのか、また調理員に対する校長の権限は及ぶのかどうか、それは文部省のお考えといたしていかうかがですか。

○政府委員(古村澄一君) 今おっしゃつておりますのは、学校の調理場に民間会社から調理員を派遣するといふ場合の關係でございますが、調理員に對しまして校長あるいは学校栄養士といふのは指揮監督をするといふわけにはまいりません。その關係は、具体的な指揮監督はしないといふことで指導をいたしておるわけでございます。

○吉川春子君 そうしますと調理員のいろいろなことについて民間のその調理員を派遣している会社だけが責任を持つといふことになりませう。

○政府委員(古村澄一君) 当然派遣しております会社とそれから学校の設置者であります教育委員会との間で請負契約が成立するわけでございますから、その契約の成立した中身の執行については会社が責任を負うといふことに相なります。

○吉川春子君 そうしますと、職業安定法の四十

ういう疑いがあるわけなんですけれども、言つてみれば栄養士は調理師に直接いろいろと指示することはできないし、それから給食室で同じように作業してゐる栄養士が、お魚が焦つてゐるわよ、ほら注意しなさいとか、こういうことまで極端に言えば法律上言えなくなるというやうな關係になるわけですが、これも、こういうやうな中で栄養士と調理師が協力し合ひながら子供たちのためによりよい学校給食、質の高い学校給食といふものが提供できるものでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 今おっしゃいましたやうな例、栄養士が調理師に對して物が言えるか、言えないか、私はそれが法律違反であるといふことではなくて、そこまで法律が律しているんだらうかといふ気がいたします。したがつて、法律論で言えば栄養士は調理師の方に対して指揮監督はできませんよ、しかしながら同じ職場にいてそういったお互ひに協力していくといふことは当然あつてしかるべきだといふふうに向つてございませう。

○吉川春子君 栄養士が専門的な知識に基づいて学校給食の献立などを作成いたしますね、そういうものとちよつと違つた形で調理師が調理をしようとしてゐるやうなときに栄養士は物が言えない、これが法律の規定になるわけですね。それはお認めになるんでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) それは具体的にはそういうことに相なるかと思ひます。したがいましは出てくるといふふうに向つてあります。

○吉川春子君 だから、そういうやうな形の中で学校給食は質のいいものがつくれないといふふうになつていくと思つてゐます。これはさつきは高等学校の例がございまして、具体的に東京都の足立区なんかで既に派遣された調理員による学校給食、民間委託の形態といふのを検討し始めてゐるわけですから、非常に重要な問題だといふふうに向つてあります。調理員を派遣してくる会社が栄養士の資格を持つ人も抱えている場合に自治

体の栄養職員が学校給食の献立をつくる必要がなくなるのではないか、こういう疑問も出てくるわけです。あるいは栄養職員は絶対自治体職員でなければならぬというふうに文部省はお考えになるのか、その辺はどうなりますか。

○政府委員(古村澄一君) 学校給食を民間委託する場合に単なる仕出し弁当を学校がとるといふ形ではないということの基本を考えなければなりません。あくまで献立なりそういった指揮監督的な部分は学校給食を開設しております設置者側で責任を持てる体制をとらなければならぬ。そのためには民間会社の方に栄養士がおりましようとも献立の主要なところは、あるいはそういったものについての判断というのは学校におきます栄養士がそこを握っていくということ民間委託をやるならばやたらだとういうふうな指導をいたしたわけでございます。

○吉川春子君 今の御答弁が臨調から何か言われていると変わるといふ懸念を私は持っているわけですが、今までも文部省はそうでしたから、調理の民間委託までは言っていなかったでしょう、それが臨調行革が言い出したらくるつと方針変えたわけですから、今度も栄養士はもう民間でいいじゃないかと臨調が言ったら、これが変わらないという保証がどこにありますか。

○政府委員(古村澄一君) 栄養士の設置につきましては、現在第五次の職員定数改善計画の中で、昭和六十六年度までの計画の中で、増配しているというところで進めておりますので、私たちはそういう形になるとは考えておりません。

○吉川春子君 学校給食法の五条の三というものがその根拠規定になり得るでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 五条の三そのものがそういうものを補完する根拠にはちよつとなりにくいのではないかと、これは学校栄養職員の職務を書いたというふうに考えているわけでございます。

○吉川春子君 そうしますと、文部省がその栄養士の設置計画を進めている間は栄養士が派遣労働

者にならないけれども、その計画自身を文部省がおやめになることだつてあるわけですね。そういう場合に、学校の給食は自治体の栄養士があくまでも責任を持つんだという余り確固とした法的な根拠はなくて、単にやっぱ文部省の政策としてということになるわけですね。

○政府委員(古村澄一君) 先ほどから申し上げておりますが、学校給食についての児童生徒に対する責任はだれが持つのかといひますと、これはいかなる場合であつても学校の設置者が責任を持つのであると。そうしますと、自校給食の場合はいいですが、民間委託等をした場合にその責任をとっていくためには、やはり学校栄養士という方がいて、そこで献立をし、あるいは調理について万般いろんな点での気を配るといふふうな体制をつくっておくということがどうしても必要であらうというふうに思いますので、今おっしゃいますように学校現場から学校栄養士が必要なくなるというふうなことを想定しているわけではございません。

○吉川春子君 久喜市のセンター給食の食中毒事件に關して、これは前の日の調理が原因というふうに判断されたわけですが、この場合の学校安全会の対応はどうなりましたか。

○政府委員(古村澄一君) 久喜市の場合の問題でございまして、安全会に対しては医療費の支給申請はなかつたので給付は行つておりません。

○吉川春子君 その原因がはっきりして、民間の業者の給食が原因だといふふうになつてゐるわけですが、これは申請しなかつた理由はなぜですか。

○政府委員(古村澄一君) 災害共済給付事由が第三者の行為によつて生じて、当該第三者から損害賠償を受けたときは、その限度において災害共済給付を行わないことができるということになつておりますので、この場合におきましては、その委託業者が市に対して医療費及び見舞い金を支払つておりますので、市はそういうことで医療費の支給申請をしなかつたということでございます。

○吉川春子君 これから学校給食の民間委託といふことがどんどん進んでまいりますと、こういう件数もふえていくかと思ふんですけれども、その場合には児童、生徒の医療費の支給の責任というのは、これは学校管理下で遭つた災害といふふうには考えられないわけですね。

○政府委員(古村澄一君) 学校管理下の災害であつて、第三者加害といふことがはつきりしているときに、健康会が災害共済給付を出しますれば、その後加害者に対しての求償権が残るといふことに相なるわけでございます。

○吉川春子君 そうしますと、こういうような場合に学校管理下の災害であるといふことはいいんですか、そういうふうにも考えてもいいんですか。

○政府委員(古村澄一君) 学校給食によつて食中毒を起こしたといふことについては、学校管理下の災害でございまして。

○吉川春子君 要するに、民間の業者の委託給食で食中毒を起こした、あるいはその原因がはつきりしないような場合は、じやどうなるんですか。

○政府委員(古村澄一君) 少なくとも学校給食が行われた、その給食の食事内容は民間委託だつたといふことがあるかもしれませんが、学校給食のときに集団中毒を起こしたといふふうなことになるますれば、当然日本学校健康会としての災害共済給付の対象にいたすわけでございます。

○吉川春子君 民間委託の学校給食を認めるということは、私はきよは深くは入りませんけれども、職安法四十四条で守られてゐる働く人たちの権利を踏みにじる、こういう場合が出てくるといふふうに思ふわけですね。また、栄養士、調理士という密接なつながりのある職員の協力関係もスムーズにいかないといふことは明らかだと思ふんです。子供たちの学校給食の質の向上という面から見ても、これは非常にマイナスではないかといふふうに思ふわけですね。臨時行政調査会といふのは、そういう学校現場のいろいろな具体的なことを考えて、経済的な効率のみで民間委託をした方がいいとか、やれ法人を統合せよとか、こ

うふうに言ってくるわけですが、これは大臣にお伺いしたいんですけれども、文部省は教育の行政に責任を持つところだし、具体的に現場の状況をよくつかんでいらつしやると思ふんですけれども、ただ臨調が言つてきたからといふことだけでいろいろな政策転換をなさるといふことは余りにも主体性がないんじゃないか。そのことによつて児童、生徒に及ぼす影響は余りにも大きいんじゃないかといふふうに思ふんですけれども、そのあたりに對する文部大臣のお考えはいかがでしようか。

○國務大臣(松永光君) 臨時行政調査会は国会の議決に基づいて設置された機関であつたわけでありまして、その答申といふものは尊重することは当然のことであります。

○吉川春子君 そうしますと、それによつていろいろと現場に混乱が起きたり、あるいは学校給食の一例を私言いましたけれども、質の低下とかいろいろなトラブルが予想される、そういうような問題についても、何か水戸の御隠居の御印籠みたいに、臨調行革だからといふことで全部やつていくとしたら大変な事態になつて思ふんですけれども、重ねてお伺いしたいのは、臨調が言つてきたと、しかし文部省としてはどうしても受け入れられないものといふのはあると思ふんですけれども、その辺の判断はなさるんでしょうか。

○國務大臣(松永光君) 臨調は水戸の御隠居とは全く違つたわけでありまして、国会の議決を経て設立された機関、その機関の意見といふものは、我々としては尊重せざるを得ないわけですね。もちろん、その臨調の答申に基づく具体的な改革措置をしていく場合には、文部省としては教育目的に照らして問題が起ころぬような最大限の配慮をしながら実行に移していくわけでありまして、したがひまして、学校給食の關係で経費の節減合理化を図る上では、特にこれこれ、これこれの点について留意すべきだといふことを指示して、そして経費の節減合理化をする場合の注意事項を全国の都道府県教育委員会に通達したのがことしの一月に

出した通達なんでありまして。あくまでも学校給食の質を低下させないということの基本理念としてそういう通達を出したわけでありまして。

○吉川春子君 お答えは必ずしも納得できるものではないと思いますが、時間の関係で次の問題に移りたいと思います。

参考人にお伺いいたします。

学校災害の給付件数が、いただいた最新の資料で百三十五万七千九百五十五件になっているわけですが、大変多いと思うんですけれども、この数字は今後もふえていくというふうに予想されるのでしょうか。

○参考人(松浦泰次郎君) 最近の情勢としましては、微増でございますが、漸増の傾向にございまして、医療機関の整備等のこともございまして、うが、なお増加していくんじゃないかというように感じております。

○吉川春子君 学校安全会の仕事として「学校安全の普及充実」というふうにもなされているわけですが、この学校災害の発生件数を減らすために何か事業をなさっておられるわけですか。

○参考人(松浦泰次郎君) 健康会の目的といたしましては「学校安全の普及充実」とそれから「災害共済給付」という両面がございまして、私も学校安全の知識を一般に広めるとともに、学校現場で児童、生徒の教育上できるだけの配慮をしていただきたというふうなことからいろんな普及事業を行ってございまして、例えば研究学校の設定とか、それから交通安全にしましては推進地域というものを設定しまして地域ぐるみで取り組んでいただくというふうなことを五十六年からやっております、それから研究大会、研究協議会、それから最近、本年度のこれは文部大臣賞というところで文部省の仕事が中心でございまして、図画、作文の募集とその選定、それからこれは戦後は余り明確な資料ございませんでしたが、日本学校安全会ができましたから災害の統計資料というのがかなり整理しておりますが、そういうもの

のもでございましたらそれを刊行しまして一般の認識を深めていただく、それから事例集とか防止の必携、留意点というふうなもの、それから機関誌、それから文部省著作の手引書というふうなことをやってまいっておられるわけにございまして。

少し余計になりますが、例えば文部省著作の小学校安全指導の手引というふうなものは、五十七年からございまして、七万七千部出ております、それから学校における水泳事故というのが毎年後を絶たないわけにございまして、その事故防止必携といひますのは、健康会の著作でございますが、四十九年から九万三千部出ております。最近では非常に需要が多くなりまして増刷に増刷を重ねておりますが、現場からも非常に関心を持っていただいておりますので、増刷を繰り返しております。

○吉川春子君 都道府県別の給付件数は児童、生徒数によりかなりの差があるわけにございまして、一番多い県と一番少ない県の差はどれぐらいになっておりますか。

○参考人(松浦泰次郎君) これは御指摘のとおり、県ごとに人口の分布の状況もございまして、非常に差がございまして、五十九年度の状況で申しますと、最も多い県、県といひます、大阪府が十三万二千二百二十八件ございまして、それから最も少ないのは沖縄県でございまして、年間を通じて三万五千九百九十二件というふうな数字がございまして。

○吉川春子君 発生件数と同時に、職員一人当たりの給付件数というものが、これが非常に仕事をしにくい上、重要な意味を持っていると思うんですけれども、職員一人当たりの給付件数の最も多い県は幾つで最も少ない県は幾つですか、一人当たり。

○参考人(松浦泰次郎君) 最も多いところは大阪府でございまして、一人当たりの処理件数が、事務部長を除きまして職員の数で割っておりますが、大阪府の場合一万四千六百九十二件というふうな状況にございまして、それから一番少ないところ

ろでございまして、事務部長を除きまして一人当たり処理件数、一番少ないのが沖縄県でございまして千七百九十六件というふうな数字でございまして。

○吉川春子君 これで見ますと、沖縄と大阪の間に十三倍ぐらゐの開きがあるんですけれども、その間には職員の数は大抵は沖縄の十三倍ぐらゐ抱えているわけですか。

○参考人(松浦泰次郎君) 実は大変問題といひます、私どもも頭を痛めているところでございまして、大阪府の場合は配当定員が十名でございまして、それから沖縄の場合は三名というところで、そのような倍率、十倍というふうな開きはないんでございまして、いろいろ検討しました結果、いような要素を考へて今のようになっている次第でございまして。

○吉川春子君 文部省にお伺いいたします。この事故発生件数がふえていると、したがって給付件数もふえていくだろうという見通しを私も持っておりますが、この一人当たりの処理件数が、大阪と沖縄と比べてみると給付件数は十二倍ないし十三倍と、職員は三倍程度なんですか。この数字については文部省としては何か対策を講じられますか。

○政府委員(古村澄一君) そのことにつきましては昨年、総務庁の行政監察の勧告の中でも指摘をされたわけでございまして、したがって、文部省におきましては健康会に對しまして支部職員の配置人員の見直しあるいは配置転換等の措置というふうなことをやっておりますの合理化を図るようにしてほしいということを御指導申し上げたわけでございまして。

○吉川春子君 例えば沖縄の三名は、もうこれは最低のぎりぎりの数字で、これ以上減らすことはできないと思うんですよ。病気で休みになることもあつたし、いろいろで、三名というのは最低の数字だと思ふんです。とすれば、やはり扱い件数の多いところをそれ相当の人数をふやしていかないと、ということになるわけに

すけれども、今配置を変えようというふうなお話でしたけれども、これは定員をふやすという意味なんですか。

○政府委員(古村澄一君) 定員の問題につきましては、御承知のとおり、国家公務員と同じように特殊法人におきましても定員削減計画というのが進行しているわけでございまして、この中でふやすということはほとんどできないというところでございまして。したがって、現在の定員の中で人員のやりくりということに相ならうかと思ひます。

○吉川春子君 そうするとどういふふうにするんですか、具体的に言へば。

○政府委員(古村澄一君) 具体的には、配置人員を見直しまして配置転換をするというのがある、今おっしゃったものに対するやり方といひます、言つてみれば、ある県の県では一人の事務量はこれだけある、ある県についてはこんなに少ない、少ないところの人は遊んでいるではないかというふうなことになるんです、それはどういふことに相なるわけにございまして。

○吉川春子君 少ないところは遊んでいるんじゃないかというのは文部省の発想ですか。

つまり、沖縄と大阪を比べてみた十二倍の差があるわけですよ。だから、沖縄をゼロにしたって間に合わないですよ。そういう点についてやはり私は、法人を余り意味もなく統合するとか、なるとかというよりも、まず災害給付を適切にできるような、そういう事務処理ができる定員の配置ということが必要だというふうな思ふわけなんです。そういうことも全然おやりにならないで、頭数だけ何とかやりくりするということ、絶対解決にはならないと思ふんです。

参考人の方にお伺いしますけれども、こんなに事務量の差があつて忙しいところはどうかやつてこれをこなしているんでしょうか。

○参考人(松浦泰次郎君) 忙しいところは本が大変だと思ひますが、全力を挙げてやつていただいております。処理できないものは家に

持つて帰って処理するというような話も聞いたことがあるんですが、ただ先ほど申し上げましたように「災害共済給付」と「普及充実」ということがございますので、災害共済給付の件数の多いところはなかなか普及充実に手が回りかねる面もあるかと思いますが、件数の少ないところはその余力はできればやはり普及充実という方面にも回していただきたいというように私も考えておる面もございます。

現在、甚だ残念でございますが、やはり安全関係、給付の内容とか、そういうことにつきましても学校内の全職員の方々が十二分に理解していただいておりますと言えないような面もあるんじゃないかという感じがいたしました。普及充実ということとはなかなか難しい面もございますけれども、私も健康会としましては、今後とも給付と同時に並んで力を入れていかなきゃならぬ面じゃないかというふうに思っております次第でございます。

○吉川春子君 大変当事者としてしましては苦しい御答弁だと思っておりますけれども、私は、こういうことを放置してあるのは、やはり文部省に非常に責任があるし、こういう事態をこそすぐ解決するためにやはり手を打たなくてはならないというふうに指摘しておきたいと思っております。

国立競技場の問題について少し残された時間でお伺いしたいと思うんですが、文部省体育局は五十九年度に体力・運動能力調査報告書というのを出してありますけれども、そこに非常に興味深いいろいろな結果があるわけですが、日常運動している人としていない人との体力の差というのはどういうふうにあらわれておりますか。

○政府委員(古村澄一君) 昨年度の調査結果から見ますと、少年層から壮年層まですべての年齢層で運動を行っている人の体力が行っていない人の体力を上回っております。例えば運動を行っております五十歳前半の男女におきましては、男性で四十歳前半の体力、女性で四十歳後半の体力に相当いたしますし、男性で十歳、女性では五歳程度

の体力差が見られるんではないかというふうに思っています。

○吉川春子君 女性はどうして五歳ぐらいしか差がないんですか。

○政府委員(古村澄一君) このところはちょっとお答えするだけの能力を持ち合わせておりません。

○吉川春子君 私もジョギングをやっているものですからちょっと参考までに伺ったわけですが、学校開放施設を含む各地の公共スポーツ施設の利用状況をつかんでいらつしやいますか。財団法人日本スポーツクラブ協会ですか、で調査なさいましたけれども、御存じですか。

○政府委員(古村澄一君) 日本スポーツクラブ協会が地域のスポーツクラブを対象にいたしまして公共体育施設、まあ、学校体育施設も含めまして利用状況について実施した調査があるということとは承知いたしております。

○吉川春子君 この調査によりますと、スポーツクラブが三十五万ある、会員として参加していらつしやる方が一千万人以上おられるということ、非常に国民のスポーツに対する要求というのは強いと思うんです。テニスとかジョギングとか、そういういろいろなスポーツに国民は参加しているわけですし、特に中年以上のの人々にとっては、健康保持の上からスポーツは大切な役割を持っているわけなんです。私、大臣がこういうスポーツをお好きかわからないんですけども、これだけ強い国民の間にスポーツの要求があるし、それから指導者の養成とか施設整備を整えてほしいとかという強い要望があるんですけども、そういうものに対して文部省としてはどういうふうにお考えになっていらつしやるおつもりでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 私はスポーツが大好きであります。そして非常に上手だと自分で自負しております。したがってスポーツについては熱心なものであります。私自身仲間を集めまして、私がやっておりますスポーツクラブ関係者は千数百名の

おります。みずから野球場をつくったりあるいは民間の施設を持つている人と長期的な契約をしたリして、私自身はスポーツの持つておる大きな効果が多くなるといふように私個人としても努力しておりますが、文部省としては多くの国民ができるだけ身近にスポーツ施設を利用できるようにしななきゃならないので、施設の整備に意を用いておるところであります。同時にまたスポーツというものは単なる遊びと違いますから、ルールがあり基本が必要なんでありまして、それを指導する指導者が大切であります。その指導者の養成、さらにはまた現にある施設についてその有効利用が図られるような行政も進めていかなきゃなりません。そういう面で国民の多くにスポーツの機会が与えられるように今までも努力をしましてまいりましたが、これからもそれは重要な施策であるという認識のもとにより一層そういう施策の推進に意を用いてまいりたいと思っております。

○吉川春子君 スポーツが大変好きで上手だということですが、私は上手ではありませんが、スポーツが好きなので本当にそこは大臣と一致する点が一つだけあるなと思いました。

次にお伺いしたいのは、国立競技場の今度の統合問題がこういう国民のニーズとの関係でどうなのかという問題なんです。国立競技場に対する国庫補助はこの五年間どのように推移しておりますでしょうか。

○政府委員(古村澄一君) 国庫補助金の金額につきましては、例えば五十七年度が総額十七億円であります。ところが六十年度は総額十二億円というところで、傾向としましては毎年国庫補助金の額は減つていっているというのが現状でございます。

○吉川春子君 国立競技場の事業収入はこの間どういうような推移を示しておりますか。

○政府委員(古村澄一君) 国立競技場の事業収入につきましては、先ほど五十七年度と六十年度を出しましたので申し上げますと、五十七年度におきましては事業収入は十三億でございますが、六十年度は十六億というふうに相なっております。

○吉川春子君 国の補助が減って事業収入がふえている、こういう関係になると思えます。事業収入の中で目的外使用ということではどんなことをやっておりますか。

○政府委員(古村澄一君) いわゆる競技会、いわゆるそういった競技大会にあそきを使います以外に、いろんな一般の国民がプールを使いますとか、テニスコートを使いますとかということもあるわけでございますが、それ以外の目的外使用ということになりますと、例えば「日通航空スポーツの集い」とか、あるいは「国際スポーツフェア」とか、あるいは「八四年親と子の文化スポーツ」とかいふようなことが行われているわけでございます。

○吉川春子君 もうちょっと詳しく言っていた方がよかったかと思うんですが、そういう中でこの施設運営収入の使用料の値上がりという点についてお伺いいたしますけれども、陸上競技場とか、ラグビー場とか、庭球場、体育館、こういうものが物すごい勢いでという、かなり値上げをされてきているわけなんです。使用料の値上げということとは、多くの人が利用するという意味でこれは非常にマイナスになるということとは明らかです。衆議院その他の答弁で文部省は、この使用料の値上げについて一部の人が使用するんだから相当の対価を払ってもらうのは当然なんだ、こういうことを言っておられるわけなんです。最初に文部省に発表していただいたように、非常にスポーツ熱も高い。そしてそういう中で、少ない施設や高い使用料など一部の人が使用できない状態に置かれているという実態もあるわけなんです。こういう中で、私は国立競技場が一部の人の使用だから相当の対価を払うのは当然なんだ、こういう局長の答弁というのは非常に遺憾であると思うんですね。やはり多くの国民により多く利用されるような国立競技場に持つていくことこそ国民のニーズにこたえる行政というふうに言えるんじゃないんですか。

○政府委員(古村澄一君) スポーツ施設をなすべ

くたくさんの人に利用していただくということは当然のことですが、一方考えますと、スポーツ施設も運営につきましても大変経費がかかることとございます。いわゆる経費につきましてもやはりそこを利用する方が応分の負担をするということは、今の世の中では当然のことではないかというふうに思っております。

○吉川春子君 本場にちよつとスポーツ愛好家からはどうかと思われるような答弁なんですけれども、国立競技場の業務の中で民間委託がどういふ部分で進んでおりますか。

○参考人(望月哲太郎君) お答えいたします。

民間委託を主としてやっておりますのは、一部の施設で電気、機械のそういう管理系統の仕事、それから警備とか巡視とか、そういう巡警のような仕事、そういうところに主として民間委託が行われておるところがございます。

○吉川春子君 今後ともその民間委託を進めていく方向なんでしょうか。

○参考人(望月哲太郎君) 私どもの方にも職員がおりましてそれぞれの分野で働いておられますので、今後定員削減その他のことがございました場合に、欠員が出たときにどうするかという問題はいろいろ議論すべき余地があるかと思っておりますけれども、それ以上のことを現段階では考えておりません。

○吉川春子君 文部省にお伺いします。

国立競技場の民間委託というのがかなりの部分で進もうとしているんですけれども、例えばおやめになってその職員の穴があいたようなところはやっぱり民間委託ということを進めていくというお考えですか。

○政府委員(古村澄一君) 事柄によりまして、私は、民間委託になじむものとなじまないものというふうな事柄が分けられると思います。したがって、民間委託になじむものについては、やっぱり今の世の中ですら定員削減計画もまいりまじうし、そういったことに備えるためにも民間委託については十分検討していくことが必要だろうと

いうふうに思います。

○吉川春子君 そうしますと、その民間委託をどうとんややっていくって結局民営化、こういうような方向に将来はいく危険性があるんですか。

○政府委員(古村澄一君) 今申し上げましたように、民間委託になじむ仕事となじまない仕事があるだろうということをおっしゃいましたので、なじまない仕事というのは基幹的な仕事でございますから、これを民間に委託していくということにはございせん。

○吉川春子君 なじまない仕事は何ですか。

○政府委員(古村澄一君) この辺は具体的に国立競技場の方で御検討されることだと思いますが、いわゆる国立競技場の体育施設を運営していくに必要な基幹的な部門というふうになりまして、

○吉川春子君 持ち時間もうオーバーしてしまつので、私はこれ以上追及することができません。国立競技場というふうなものを一部の例えば大変お金を持っている団体の使用に供するとか、それから使用料を高くしてやっぱり一般の人がなかなか使用できないような形態になっていくということとは、本来の目的からいって非常に好ましくないことだと思つてます。さつき大臣も御答弁なさいましたように、やはり多くの国民に多くのスポーツのチャンスを与えていくということで努力をされていくということですので、この国立競技場の問題についてもやはり高ねの花にならないような、例えば働いている人が夜遅くも安い料金で夜間照明もつけて利用できるような、そういうような施設にしていくということが今後の課題なのではないかと思つてます。

スポーツの施設、スポーツの愛好家の上にも臨調行車の大なたが振るわれていくわけですから、私はさきにも申しましたように、臨調の言うままに文部省の政策変更をしてほしくない、むしろ文部省としては教育、文化、スポーツ、そういうものに責任を持つべきではないかと、やはり絶対そういうものが後退しないような形で臨調に対しては、場も物を言う、臨調に対してはやはり抵抗する、場

合によつては、そういう姿勢を示してやっていただきたいということを述べて、この法案に対する質疑を終わります。

○委員長(林寛子君) この際、委員の異動についてお諮りいたします。

本日、世耕政隆君が委員を辞任され、その補欠として志村哲良君が選任されました。

○關嘉彦君 本日の議題になっております日本体育・学校健康センター法案、名前は先ほど粕谷委員からも意見がございましたけれども、もう少しスマートな名前にした方がいいんじゃないかと思つてます。この法案そのものには民社党は基本的に賛成しております。しかし、今後の運営について若干希望を交えて質問する材料を用意してまいつたんですけれども、ほとんど大部分既にほかの委員の方が質問されました。私同じことを繰り返して質問するのは時間の浪費だと思つたので省略いたします。その方が皆さんも喜びだろうと思つてます。

ただ二点ほど質問したいと思つております。

一つは、学校給食についてであります。私はやはり学校給食というのは教育的な効果もあるし、今後も続けていくべきであるというふうに考えております。一部の、ごく少数の人ですけれども、学校で児童みんなに対して同じようなものを画一的に食べさせる、集団的に食べさせるのは個性の尊重に反するんだとか何とかいうようなことを言っている人がございますけれども、私は画一的なものあるいは集団的な訓練というのはある場合においては教育上非常に効果があることだと思つてます。何でもかんでも一人一人が個人的にインディビジュアルにやるのが私はいきなりだとは思いませんので、学校給食は今後も続けていくべきだと思つてます。ただしその業務はできるだけ合理化していくことが必要だと思つてます。学校健康センター、今度この法案が通りますとセンターになりますけれども、そのセン

ターが引き継ぐ業務の中に給食用物資の供給業務があるわけですが、この給食業務のあつせん、助成、文部省としての助成、これは確にある時代においては必要であつた項目が随分あると思つていただいても、時代の変化とともにそれほど必要でなくなつてきているものもあるんじゃないかと思つてます。承認物資、文部省からいただいた概要の五十九年度給食用物資の供給実績によりまして十二年度品目が並べてございまして、この中でどうしても今度のこのセンターがやはりやっていくべきだ、続けていくべきだというふうに思われる品目はどういふ品目でございましてか。

○政府委員(古村澄一君) 日本学校健康会は、いわゆる一般物資とそれから指定物資と両方のあつせんを行っているわけでございますが、承認物資につきましても御指摘のとおり五十八年度から取扱品目を減らしてまいつております。そこで六十一年度までの減らす計画を持っておりますが、将来どうするんだというところに相なろうかと思つてますが、これは先ほど若干申し上げましたように、承認物資がございましたきつというものは昭和四十年代の後半の大変大きなインフレ、そして物資不足というときに、学校給食用の物資が足りなくなつたということが目に見えて出てきたわけでございます。それを大量的に安定的に供給するということができたわけでございます。したがって、今の状況を見ればそういうことがないではないか、したがって今の承認物資については見直しを図るということで私たちも見直しを図つてまいりました。この中に、例えば外国の政府機関のあつせんによりまして低廉な価格で供給できる、そういうものは外国から輸入いたしまして、そして子供の方に安い価格で渡せるといふふうなものとしては、例えばチーズでありますとか黄桃の缶詰でありますとか、そういうようなものがあるわけでございます。その他国内農産物の使用奨励あるいは国内食糧資源の活用にあつては、いろいろなものがあるわけでございますが、いろいろな角度から見ても学校給食の物資を扱つてそれが民間業

界とのあつれきを来さないということを考えながら、そしてなおかつそのことが学校給食を実施しております全国各の僻地に至ります学校のプラスになることであるという角度からの検討をしていきたいというふうに思っておりますので、ご意見を伺います。

○閣下 外国からの輸入物資で値段が特に安く仕入れることができるようなものは別ですが、これも、これで見ますと、特に今度のこのセンターがあつていなければならぬような物資は余りないんじゃないかと思うんですけれども、外国から輸入する物資以外でどうしても続けていかなくちゃいけない、保健上続けていかなくちゃならないというものはどういふものに相当しますか。

○政府委員(古村澄一君) 具体的にちよつと私もあれでございまして、例えば承認物資について大衆議論を呼びましたのはミカンの缶詰というのが議論を呼んだわけでございます。ミカンの缶詰が学校給食の現場に入っていくことにつきましまして、昭和四十年代か五十年代の初めだったと思いますが、当時いわゆるミカンが大豊作でミカン業者から日本に輸入するものがあつたというところから、日本の国内産業の奨励という観点からミカンの缶詰というものを学校給食の物資として日本学校健康会が扱ったわけです。

ところがそれが今度はミカンの缶詰が少なくなりましたと、ミカンが不作に陥りますと今度は一般の業者の方から、なぜ日本学校健康会がそういうものを扱ったんだというふうなお話がある。こういったいわゆる流通業界におきまして揺れが出てきますのはこの承認物資の態様でございますので、こういったいろいろな状況を見ながらその承認物資についての扱いを決めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○閣下 今具体的になかなかお答えするのは難しいかと思いますが、私はできるだけこういうのは削減して、そして学校給食業務の広報活動であるとか知識の普及であるとか、そういうふうな面に重点を移していくことを希望しておきます。

それから二番目の質問は、国立競技場の利用の問題。今、吉川委員の方から御質問ございましたけれども、これ、一般の団体の利用ですね、公共団体の利用でも利用を認めているのですか。例えば団体にも利用を認めているのですか。例えば政党でありますとか宗教団体でありますとかあるいは企業が運動会をやりたいというふうな場合、あるいはある賞利会社がお客さんを無料で招待して運動会をやる、そういうふうな場合でもこれは利用を認めておられるのですか。

○政府委員(古村澄一君) 国立競技場の一般利用につきましては承認基準というのを設けておりまして、その承認基準によりまして政治活動あるいは宗教団体の宗教活動及びこれに類する活動のみの催し、それから公序良俗に反するおそれのある催し、競技場の品位を損なうおそれのある催し、そういった場合には貸さないというところでございまして、今おっしゃいました会社が会社の運動会のために貸してこれという事になれば、それは競技場の使用に支障がなければ適当な対価を支払っていただいて貸すということになります。

○閣下 そうですね、例えばある化粧品会社がお客さんを集めて運動会をやるというふうな場合でも認めらるのですか。

○政府委員(古村澄一君) それは先ほど申し上げましたような承認基準に違反しない、通常は違反しないと思いますが、そういった場合には認めるということになります。

○閣下 承認基準というものは公表されておりますか。

○政府委員(古村澄一君) これは国立競技場の規程として、内規でございまして、ただ一般的に外に出してあります規程等には入れてございまして、

○閣下 本来の目的以外のあいだに時間なにかのときに、一般の人たちに利用させるといふことは結構なことですが、やはり国の費用で建てたものでございまして、余りにその目的と離れたような団体については使用を断るべきで

はないかというふうに考えております。

それから個人利用、水泳教室であるとかテニスの教室であるとか、個人の利用がかなり多いように思いますが、これはその周辺の人たちが大部分は利用しているんじゃないかと思うんです。その周辺の人たちの中でも、知っている人はいないに利用していただくことも、余りこれを知らない人というふうにしてもらえますか。

それから、現在使用料を取っておりますが、これが高いか安いかわかりませんが問題です。民間に比べるとかなり安いように思いますが、それでも、その周辺の人たちに非常に安い価格で特典を与えるというところはないかと思うんですが、しかし同時に、他方において、あいているものであるならばできるだけ利用させる、安く利用させる方がよいという考え方も立つてますけれども、この使用料の基準はどういう基準に従つてつくつておられますか。その二つの点。

○政府委員(古村澄一君) いろんな施設がありまして、その個人利用ということになりますと、大体考えられますのは、テニスコートとそれからプールが個人利用の主体であるというふうに思いますが、テニスコートの場合は、これは非常に申し込みが多くて、みんな順番待ちというふうなことになるという、あるいは抽せんやらなくちゃならないというふうなことで、テニスコートをやっておりませんが、プールの場合は比較的それは別に定員がないものから、自由に入れるということに相なりますが、この使用料につきましては、一つは他の公的機関におきまして体育施設の使用料というものがどうなっているか、それから民間の使用料はどうなっているかというのをよく勘案しながら使用料を決めてまいっているのが現状でございます。

○閣下 承認基準が余りはっきりしないように思っていますけれども、これは非常に難しい問題だと思つて、できるだけ安くして利用させた方がよいには決まっていますが、実際問題として利用できるのはその周辺の人たちだけ、しかも時間のある人たち。実際にはもっとたくても時間がなくてやれない勤労者の人たちもいるわけで、そういった人たちの使用に對してどの程度の対価を要求するか、これは非常に難しい問題ですけれども、十分検討してやっていただきたいというふうに考えております。

それから広報活動はどういうふうな広報活動をやっておりますか。

○政府委員(古村澄一君) 広報活動というのは普通考えますと新聞広告等というふうなことになるわけですが、そこまでのことはやっております。国立競技場を持つております広報紙の配付ということにとまっておりますかと思つたが、広報活動については私たちがもちよつと活発にやらなきゃならぬのではないかと、いふふうに考えております。

○委員(林寛子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(林寛子君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○粕谷照美君 日本社会党を代表して、日本体育・学校健康センター法案の審議を締めくくるに当たり、反対の討論を行います。

我が党は、自民党政府が目下強引に進めている方向を誤つた行政改革のために提出した本法案に對し、反対であることをここに明確に表明するものであります。

その主たる理由について、以下簡単に申し述べます。

第一は、委員会の審議で再三だしてまいつたことであるが、本法案は設置目的の全く異なる国立競技場と日本学校健康会という二つの文部省所管の特殊法人を安易に統合し、国民に對して行革の名のもとに見せかけだけの姿勢を見せよう

とするものであるからであります。このことは、昭和五十七年に行われた日本学校給食会と日本学校安全会の統合で既に証明済みであります。それでもその場合には、学校における児童生徒の健康と福祉という共通項が多少でもありましたが、今回はそのような共通項は全くないのであります。政府のボーズだけのこのような安易な姿勢が最も明白にあらわれているのが、二法人の統合の効果、メリットに関してであります。政府は、役員数の削減、重複事務の回避を最大のメリットに挙げておりますが、これはまことにささやかなものであります。現在の事業を寄せ集めただけで、統合により国民へのサービスを拡充するための具体的なものは全くありません。むしろ、事務所の三カ所への分散等によりまして、責任体制がいまいになり、総合的、効率的運営を損なうおそれ大きいと言わなければなりません。

第二は、本センターの管理運用のあり方に対する疑問であります。本センターは、児童生徒を始め、すべての国民にとって一番大切な健康に関する業務を行うものでありますから、一般の特殊法人とは当然に異なる仕組みが考えられなければなりません。例えば、役員には体育・スポーツの振興と児童生徒の健康について造詣の深い者が任命されるべきであります。ところが、この点は何らの手だても講じられておらず、依然として文部省などの役人の天下り、渡り鳥の場になるものと言わざるを得ません。また、運営審議会の役割、委員の構成等についても何らの配慮が行われておりません。本センターが国民の立場に立つとともに、関係者の意思に基づいて運営されることになるかということについて大きな不安を持たざるを得ません。

第三は、現在の二つの法人の運営や活動に多くの問題があるにもかかわらず、それらを放置したまま、両者を形式的に統合してしまおうとするのに対する疑問であります。例えば、今日ほど国民各層にスポーツと健康な生活に対する要求が高まってきている時代はない

のではないのでしょうか。このような国民のニーズに国立競技場は十分にこたえているのでしょうか。年ごとに施設は老朽化しているにもかかわらず、国の補助はこのところ減る一方であります。東京オリンピックで盛り上がった体育・スポーツへの熱意をさらに発展させる上で、同競技場が今日まで十分な役割を果たしてきたかまことに疑問であります。

また、学校給食につきましても、行革路線から合理化という美名のもとに、その民間委託やセンター方式の導入等が推し進められようとしております。しかし、これには学校給食の質の低下と安全性の軽視を招きかねない危険が潜んでいるのであります。さらに、前々から我々が要求してきた児童生徒、特に重度身体障害者に対する災害共済給付の改善は一向に進んでおりません。政府は、看板のかけかえをする前に、これらの国民が真に望んでいるサービスの改善にこそまずもって努めるべきであります。

以上申し上げた理由から、我が党は本法案が国民並びに教育関係者の期待と信頼を裏切るものであるとの判断に立ち、反対であることを申し述べ、私の反対討論を終わります。○吉川善子君 私は、日本共産党を代表して、日本体育・学校健康センター法案に対する反対の討論を行います。

まず、今回の法案が子供の心身の発達及び国民の健康にとって重大な問題点を抱えており、我が党が強く慎重審議を主張したにもかかわらず、わずか一日の審議で採決されるに至ったことは極めて遺憾であります。本法案は二十六日の夕刻趣旨説明が行われ、そして今日の議了ということで超スピードの審議であります。他の法案があるというわけでもないのに重要法案をなぜこんなに急いで成立させるのか、国民に納得のいく説明はできないと思います。また、衆議院で確保した審議時間よりさらに少ない時間で我々が審議を終わらせ、これも世論を納得させないのではないかと思います。

ます。参議院の審議のあり方等についていろいろ議論のある今日、私たちは国会の一方の院の構成メンバーとしてもこの院の機能が十分に果たせるように努力することは党派を超えた責務であると言つてよいのではないのでしょうか。本法案は、第二臨調行革に基づいて施設管理の民間委託や経営の効率化の名のもとに全く異質の業務内容、形態を持つ組織を一つに統合することによって、子供と国民生活に密着した教育、健康、安全、スポーツといった分野の国のサービスを切り捨てるものです。国民が期待する行政改革は、例えば増大し多様化する国民のスポーツ要求にこたえ、公的スポーツ施設の整備充実や指導者養成、また国立競技場がナショナルスタジアムと呼ばれるにふさわしい施設、陣容を整備することでありま

す。今日、国立競技場に対する国の補助は年々削減され、施設の使用料の値上げ、コンサートなど施設の目的外使用によって事業収入を増大させられているのが実態であります。日本学校安全会と日本学校給食会が同じく臨調行革によって統合させられてから三年近くになりますが、何ら統合による業績が見られないばかりか、教育の一端であるべき学校給食の民間委託が促進され、調理員のパート化が増加したという深刻な実情であります。学校安全部の学校災害共済事業も、事故件数が毎年増加しているにもかかわらず職員の名目削減が続けられています。私もきょうの質問で指摘したように、学校災害の迅速な処理のための職員の増員を含めた体制の整備充実こそ求められており、行政の対応が必要なのであります。

本法案には、「体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図る」ことを目的とするとしておりますが、このような切実な国民の要求する課題に何らこたえるものでなく、結局、国民生活、教育に密着する部門のサービスの切り捨てと採算本位に基づく効率化を強調した第二臨調答申を実行するものであります。こういうような立場から強く反対の意を表明し

て討論を終わります。○委員長(林寛子君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。日本体育・学校健康センター法案に賛成の方の挙手を願います。(賛成者挙手)

○委員長(林寛子君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。柏谷君から発言を求められておりますので、これを許します。柏谷君。○柏谷照美君 私は、ただいま可決されました法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

日本体育・学校健康センター法案に対する附帯決議(案) 政府は、体育の振興と児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、左記事項について適切な措置を講ずべきである。一、日本体育・学校健康センターの業務の総合的かつ効率的運営に努めるとともに、運営審議会の委員の選任に当たっては広く関係者の意見が反映されるよう配慮すること。二、学校安全及び学校環境衛生の維持向上と重度障害者に対する災害共済給付の一層の改善充実を図るとともに、養護教諭の適正配置に努めること。三、学校給食については、その重要性を十分に認識し、学校給食の安全性の確保と質的充実に一層努めるとともに、引き続き学校給食用物資の供給業務の合理化を図ること。四、日本体育・学校健康センターの発足に当たっては、職員の雇用の継続を図るとともに、従前の労使間の慣行を尊重し、労働条件が低下しないよう十分配慮すること。

五、体育・スポーツに関する研究・研修、情報提供等を一体的に行うための体育研究研修センター構想の具体化について、所要の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(林寛子君) ただいま粕谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(林寛子君) 全会一致と認めます。よって、粕谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松永文部大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。松永文部大臣。

○国務大臣(松永光君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に即して十分検討してまいりたいと存じます。

○委員長(林寛子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(林寛子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

昭和六十年十二月十日印刷

昭和六十年十二月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P